

● 大学院の設置状況について

(1)法科大学院を設置	62
(2)他の専門職大学院を設置	10
(3)他の大学院の博士後期課程を設置	21
(4)他の大学院の修士課程を設置	18
(5)大学院は設置していない	5

● I-1-①

国際関係法のカリキュラムに編成に重要な変更を行ったか？

a変更した	12
bとくに重要な変更はない	39
回答なし	11

62

● I-1-②

変更点がある場合、それはどのような内容ですか？(複数回答可)

a. 必修科目にした	2
b.必修科目からはずした	1
c. 一部科目を選択科目からはずした	0
d. 一部科目を取りやめた	0
e. 一部科目の単位数を増やした	3
f.一部科目の単位数を減らした	1
g. その他	7
回答なし	48

62

● I-1-②

変更の内容あるいはその理由を、以下に簡単にお書きください。

国際取引法だけであったが、新司法試験の選択科目に合わせ、2007年4月より国際関係法(私法系)に改めた。
19年度より、国際公法は、毎年開講から隔年開講に変更されました(全体で1コマ(2単位のみ))。国際関係法の専任教員がロースクールには1名もおらず、当該科目に対する理解に乏しいのが最大の理由です。
国際公法が司法試験選択科目に入らないという前提での制度設計だったため
国際法を初めて学ぶ学生とすでに勉強をしている学生とが同じ授業に出席をしていたために、進度に応じた科目の新設を行った。
設置当初、法学の法科大学院の設置の目的趣旨との関係から、国際関係法科目を設置していなかったが、新司法試験に国際関係法科目が採用されたため、その対応として今年度より「国際法」「国際私法」科目を新設した。
現在はまだ設置期間中なので、カリキュラム変更はしていませんが、来年3月で完成年度を迎えるため、現在、カリキュラム変更についての検討作業を進めている途中です。受講生・受験生を増やすためには科目数あるいは単位数を増やしたいという思いはありますが、人的資源に制約があり、とても実現できる状況にはありません。
国際法(現代的課題)(2単位)を、国際人権法(1単位)と国際経済法(1単位)に変更。試験科目の範囲に対応させるため。
既存科目の分割と名称変更(実質的変更ではありません)現在の国際公法系科目は以下のとおり。(すべて選択科目)国際法基礎(2単位) 国際人権法(1単位)、国際環境法(1単位) 国際経済法(2単位)
(ご参考まで)法科大学院のカリキュラム上国際関係法(公法系)選択科目としては、発足当初「国際法」、「国際人権法」、「国際社会と法」、「国際経済法」の4科目ありましたが、完成年度終了後、そのうち「国際法」、「国際社会と法」については、相互の関連性を明確化するため、名称をそれぞれ「国際法Ⅰ」、「国際法Ⅱ」に変更しました(それぞれのシラバス内容には変更なし)。
国際法の単位数を2単位から4単位に変更した
国際関係法(私法系)の科目について、もともと1年後期から3年までの間に配置していたが、より体系的に並べ替え等をした。
法科大学院教育における国際法の重要性に鑑み、国際法、国際経済法、国際人権法、国際租税法のいずれかを選択することを必修とした。その際、学部時代に国際法を履修した者はそれ以外を選択するようにしている。
発展ゼミという科目を、通常の大学院との相乗り科目にしていたが、法科大学院の学生の要望にあわせて、法科大学院の学生だけを対象に、日本語の資料を用いるゼミを単独でひらくことにした。
国際法および国際法演習を新規開講した。
「国際法1、国際法2、国際人権法及び国際経済法」の各2単位4科目であったものを、来年度から「国際法1、国際法2及び国際法3」の各2単位3科目に変更し、「国際法3」において国際人権法及び国際経済法を取り扱うこととした。理由は、「国際関係法(公法系)」の出題方針の明確化にともない国際人権法及び国際経済法を単独の科目として提供する必要がないと判断したこと、及び学生がより少ない科目で履修しやすいようにすること、である。
国際法を2単位で提供していたが、他の選択科目と同様に、4単位に変更した。しかし、学生の履修状況をみていると、2単位提供時よりも受講生は大幅に減った。

● 1-2-①と1-2-②

1-2-①および1-2-②については、科目名を記載して履修人数および履修人数の変化を回答いただいた方と科目名なしに回答いただいたものが混在しているため表形式での集計ができませんでした。回答そのものの状況は選択式の回答①をご覧ください。大学名はありませんが、一応の状況はご覧いただけると存じます。

● I-2-②

なぜそういう傾向にあると感じておられますか？

国際人権法は、司法試験受験のためには特に必須のものではないが、将来、特に弁護士実務において役立つであろうということについて、学生の間に認識が多少は広まってきたのかもしれない、と感じています。
今年度制度を大幅に変えたので、今の段階では適当な回答はできない
本学法科大学院において、司法試験選択科目のうち専任教員がいて4単位以上分の開講をしているのは、労働法、倒産法および国際私法(国際関係法(私法系))である。学生のニーズが特に大きく変わるような情報はないので、前年並みと考えている。
国際関係法への関心は高いが、他の授業との関連で選択者は増えていない。
多くの学生が採ることは予想されない。国際関係法科目の専任教員がいる訳ではなく、また、学生のみならず教員にとっても国際関係法科目の「わからなさ」「なじみのなさ」が根底にあるように思われる。
まだ2年目で、1年目は受講者ゼロだったので、今後の動向は予測不能ですが、選択科目について、学生は労働法など人気科目に流れる傾向が徐々にはっきりしているように思われますので、少なくとも増える見込みはあまりないと思われる
不明
学生が学部と同じ発想で楽な科目を選択するから
①国際関係に強い関心を有する学生はほぼ一定している。②国際関係に強い関心を有する学生はほぼ一定している。③授業の内容とやり方を工夫したのが功を奏したと思われる。
司法試験の選択科目であり、かつ学修範囲が広いと考えられているため
新司法試験の選択科目としてみたときに、基本的には民・商法に関する基礎知識の応用で解けるため、比較的取りやすい科目であるという認識が広がってきたためと思われる。
国際公法を司法試験の選択科目として受験することを希望する学生が微増しているため。
初年度受講者は既修者であったため、受講者数は限られていた。2年度目からは1学年60名の規模で、対象2学年で30～40名で推移している。
法科大学院の設立の趣旨とそれに基づく入試科目が原因と見られる
司法試験で国際法を受験する意思のない学生がほとんど
「国際法」および「国際人権法」について、隔年講義で各一回しか開講していないので、履修者の増減傾向はまだわからない。
試験範囲が広いこと。一見して試験問題が解きにくそうに見えること。司法試験の勉強をしやすい教科書・判例集が少ないこと。
学生が、新司法試験の国際関係法(公法・私法とも)の試験問題の範囲が広くて難しいという印象を持っているようである。国内法の勉強時間が足りないため、選択科目はできるだけ勉強時間を少なくしようとする傾向があるため。学部で国際法を履修しなかったか、4単位だけであった者が多いため。
学生に意見を聞いたことがないため、不明。
国際関係法(公法)を試験の選択科目として受験しようという学生が少なく、国際法に対する関心は危機的といっているほど低い。
国際公法を選択試験科目とすることに躊躇する学生が多くなっている。当初は受講生全体の半数近くが試験科目として選択していたが、現在は2割程度であろう。学生としては勉強しやすく高得点の見込まれる科目を選択する傾向にあるのは当然で、初期段階でのサンプル問題等を見て、国際公法を選択するインセンティブが働かなくなっているように思われる。国際公法は難しい→志望者が少ない→国際公法が得意なものだけが選択するのではないかと疑念→安全策をとって他の科目を選択、という悪循環も作用しているのではないかと。

● I-2-③

国際関係法(国際公法系)又は同(国際私法系)を選択して司法試験を受験することを学生に勧めていますか？

a. 積極的に勧めている	4
b. とくには勧めてはいない	15
c. 選択しないように注意している	1
d. 学生の選択に任せている	29
bとd	2
回答なし	11
62	

cもしくはd 1 記述されていた理由によりcにした

● I-2-④

③④を通じて、学生の選択基準や対応策についてのご意見、お考えをお聞かせ下さい。

基幹科目の勉強に時間の大半を割かざるを得ない学生たちに対して、国際法を選択することを積極的に勧めることはできません。その代わりに、私としては、司法試験のためという当面の目的をこえて、将来実務に携わることになったときに役に立つようということを念頭において授業をし、レジュメや参考資料も詳細なものを作成しています。ただ、国際法を選択科目として受験したいという学生がいる場合には、当然ながら、できるだけアドバイスをするようにしています。
司法試験合格後の進路や法律としての面白さが重要な選択の基準であると思う。学生の選択基準としては、適当なボリュームの教科書・ケースブックの存在と、司法試験問題の難易度も関係するであろう。
18年度の受講生は1名で、今まで受験生は皆無です。
他の科目に比べて試験勉強がしにくい、答案練習用の教科書がないという理由で選択しないと述べる学生が多い
どうしても、国際法優先して勉強しているようであるが、将来どのような場面に出くわすかわからないので、国際法の授業を聞いて、ある程度の土地勘を養うことが必要であると思うので、そのような授業をしている。
本学法科大学院において、司法試験選択科目のうち専任教員がいて4単位以上分の開講をしているのは、労働法、倒産法および国際私法(国際関係法(私法系))である。まず大半の学生は、この3科目の中から選択科目を選ぶ傾向がある。そして、この3つのうちのどれを選ぶかに関しては、学生は自己の関心や教員との相性などを基準に選択しているものと思われる(渉外弁護士を目指しているという理由ではないと思われる)。
すでに学部で国際法を学んでいる学生が選択をしている。未修者で新規に国際法を選択する学生はあまりいない。国際法が法書にとって重要であることを意識させそのための広報活動が必要と感じている。
国内法中心の司法試験において、国際法・国際私法が国内法との関係でどのように位置づけられているか位置づけられるべきかについて、国内法の教員にすら理解されていない現状がある。今だに、国際法を基礎法と考える国内法研究者がいることには唖然とさせられる。法曹三者の中の認識も同じではないか。そうであるとすれば、ただの司法試験対策では終わらない、国際法・国際法学そのものの存在意義が問われているように思われる。
まだ受験者を出していません。かつ、国際法の授業は今年度後期開講のため、志望状況についても、まだ直接聴取の機会がありません。なにぶん情報不足なのですが、当初、国際法を選択することも考えていたが、悩んだ結果、労働法を選択することにしたという国際系学部出身の学生(授業は受講する予定)は、労働法を選択する学生が周囲にも多いこと、法科大学院での労働法関係科目は8単位分あるのに対して、国際法は4単位、しかも3年生の後期に授業を受けなければならないこと等を理由に挙げていました。法科大学院での開講科目数については、それなりに検討の余地もあるのかもしれませんが(現実には財政的にスタッフ増員は困難ですが・・・)、全国的に受験者数が少なく、さらに減少傾向が見られるということについては、やはり学会レベルで何らかの対応が必要なのではないかと思えます(具体的な策は思い浮かびませんが・・・)

<p>学生は試験範囲が広く勉強しにくいと感じているように思う。</p>
<p>科目じたいの対象範囲が広いこと、実務に関連する部分が少ないと受け取られていることから受験科目としては敬遠されており、こちらからもとくに選択を勧めてはいません。もともと、選択科目の受験者数はともかくとして、国際法の枠組みやどのような場合に關連する可能性があるかについて多くの人に基礎的に理解してもらうことのほうがむしろ重要ではないかと考え、講義では国内法との接点が生ずる分野を中心的に扱っています。</p>
<p>公法系を試験科目に選択する学生は極めて少ない。その理由は、試験対象が広く対策に苦慮する、将来具体的な事件との関係でどの程度必要とされるか疑問である、国内裁判所を含め国内的に扱われる事案に限定されず深く勉強することの意味を見出せない、等等。</p>
<p>他の司法試験の選択科目にくらべ、試験範囲が広く、焦点が絞りにくいという印象を学生はもっているようです。特に国際経済法、国際人権法を含むという表現が意味深のようです。要検討事項であると思います。</p>
<p>学部時代から国際法に興味を持っている学生には、国際法を受験科目として選択する傾向があるが、司法試験を目指している学生の多くは、学部時代、国際法を受講していないか、受講してもそれほど力を入れていないかのいずれかのケースが多く、法科大学院での国際法の講義だけで、受験にまで導くことには困難がある。学部時代の国際法教育において、司法試験を志向している学生にも興味を喚起するような教育が必要であると感じている。</p>
<p>出題範囲・内容が曖昧な感じが強くて受験しづらい印象かと思う。</p>
<p>学部時代から国際法や国際関係につき強い関心を有する学生が司法試験でも「国際関係法(公法系)」受験に挑戦する傾向がある。対応策としては、そのような学生への日頃よりの助言の他、夏期休暇期間中に集中的特別演習講座(3日間程度)を任意に実施し、指導している。</p>
<p>基本的には、新司法試験のためではなく、学生が興味をもつ科目、そして将来法曹となったときに専門知識として身に付けておきたい科目を選択するようにアドバイスをしている。授業の中で、学生が興味をもつような内容となるよう工夫はしているが、特にそれ以上の対策は考えていない。</p>
<p>学生は、①受験勉強のしやすさ(予備校を含めて良い指導体制があるのか)、②司法試験の出題の難易度、③学生本人がこれまで国際法を学部等で勉強したことがあるか否か、④大学院の卒業に必要な単位の確保、⑤法曹の教養としての国際法に関する知識の習得等を考慮して、国際公法を受講しているように見受けられる。これらの点に照らせば、国際法は学生にとって受験科目としては必ずしも魅力的な科目ではないとしても、単位取得や教養の観点からすれば魅力を有するのではないかと。</p>
<p>本学で開設しているのは、国際私法を別として、「国際人道法」1科目のみです。(先端・展開科目)LSの規模(スタッフと学生定員)からして、国際公法科目に多くを割けないという事情により、十分手当ができません。そのため、国際法の講義・演習は、一般的な形では開設していません。そのため、本学の学生で、国際公法で受験する者は、おりません。そのような状況を変えるためには、LS規模を変更して、スタッフを飛躍的に増加させる(並行して学生定員を増やす)しかありませんが、そのようなことは、現状では無理です。</p>
<p>入学者(定員100名)のうち、20ないし30名は、涉外弁護士希望の者である。</p>
<p>今年度、国際私法については、法改正のため様子見の学生が多いように思われる。また、試験範囲がはっきりしていることその他、入手しやすく、かつ平明な参考書の有無(多寡)も、学生の選択基準になっているような印象を受けている。</p>
<p>これまでのところ、国際関係法(国際公法系)を選択しようとする学生は皆無である。聴講学生はすべて国際法未履修者であり、2単位科目の「国際法」の授業ひとつでは、到底司法試験に耐えうる学力を修得させることができない。本学における法科大学院設置の趣旨・目的およびカリキュラム上の国際法の位置づけ等に照らしても、現状では国際法の選択を勧めることは難しい。個人的には、むしろ、比較的範囲が狭いと思われる国際私法系を選択することを勧めている。今後国際公法系の選択希望者が出てきた場合の対応策としては、相当量の補講・補習を行うとともに、カリキュラムの見直しを求めていく必要性を感じる。</p>
<p>新司法試験向けの答練を受けに来る学生は毎年3~4名。授業の履修者は毎年15~20名くらいいると聞いています。新司法試験国際関係法の傾向が安定するまでは、本試験での受験は避けようとするのが受験生の一般的傾向だと思います。選択科目としての履修に関しては興味関心を引くものであるといえるでしょう。</p>
<p>学生の司法試験の受験科目の決定については、難易度、負担の度合い等によって決定する傾向が強いので、国際法は他の選択科目に比較して範囲が広く負担が大きいの印象を持っているように見える。</p>
<p>3年生になるまでは、選択科目は複数とって、その中で向いているものにしてという姿勢のようである。</p>
<p>国際関係法(公法)を選択する学生はほとんど全員が、国際法応用演習を受講する。学生は試験範囲の広さとその曖昧さを理由に、選択科目とすることに躊躇がある。これは将来において国際法にかかわる実務(難民や外国人問題など)に関わりたく希望している学生についても言え、「やりたいことと選択科目は別」という実利的な思考を持つ学生が多い。少なくとも国際関係法(公法)を選択する学生に対しては、「国際法応用演習」において、一定程度司法試験を念頭においた授業を展開している。</p>
<p>選択基準については、純粋に興味を持っているから、という意見が多い。これだけ、受験者が少ないにもかかわらず国際法を受講してくれているので、やはり国際問題への関心度の高い学生が受講しています。そして、受講してみた結果、選択科目として受験するか否かを決定する学生がほとんどでした。対応策は、教科書として憲法の芦部先生の著書のような標準的テキスト(300頁程度)があり、かつ要点がまとまりつつ判例百選より平易な判例集があれば、受験生も試験対策がとりやすく、また受講者・受験者も増えるのではないかと意見が多くございました。</p>
<p>受験科目の選択は本人が決定すべきもの。更に言うと、国際公法は選択科目として不利だと思われ、大学院で勉強したとしても試験では選択しにくい。(増やしたいと考えるなら、試験範囲の限定が必須、)</p>
<p>国際関係法(公法系)の受験者が少ない最大の理由は、試験範囲が広い、したがって他の科目に比べて多くの勉強時間を要することだと思われる。法曹になってからの必要性を考えれば、法科大学院での国際法関係科目の受講者を増やしたいが、この点での司法試験の改革が行われぬ限り無理なように思う。</p>
<p>国際法に興味は大いにあるが受験科目として選ぶのには躊躇する、という学生が少なからずいるように思う。受験科目として選択しないものの、自らの法的教養を高めるために国際法の授業を履修する、あるいは聴講する、という学生が複数いた。</p>
<p>あと何年かして、過去問が積み重なってくると、出題のイメージがつかみやすくなるので、学生も交際関係法を選択したくなるのではないかと。</p>
<p>学生の選択基準については、②で答えたように、勉強時間が少ない(新司法試験の範囲が狭いと思っている)科目を選ぶ傾向がある。第1回新司法試験の合格発表後は、合格率と合格者分布、平均点などを考慮する傾向があるようである。(とくに1年生は、将来の受験科目を決める際に上記を考慮し、それに合わせて履修科目を決めているようである。)</p>
<p>国際取引法は「国際関係法(私法系)」の範囲から除外したほうが良いと思う。狭義の国際私法の講義対象も拡大し(例:知的財産)、国際民事手続法も(国際倒産法を除いても)かなりの量がある。量が多いと科目間競争において不利である。</p>
<p>国際関係法(公法系)は、国際法、国際人権法および国際経済法が含まれ、受験準備のためにはこれらの科目を広く学習しておく必要があるが、実際の試験は国際法を中心として出題されるため、人権法や経済法の領域をどの程度まで深く学習すべきか、学生にとって準備の対策が立てづらいように思う。</p>
<p>学生の選択基準は、学習のしやすさや合格点をとれるかどうかである。国際関係法(公法系)は、徐々に改善されてきているものの、サンプル問題、プレテスト、昨年度本試験及び今年度本試験の出題問題のなかに適切とは思われぬものが多々あることから、授業担当者として国際関係法(公法系)を選択するよう積極的に勧める気には到底なれない。従って、担当教員としては現状に対応しようがない。</p>
<p>まだ司法試験受験生は出ていない。来年度以降。</p>
<p>司法試験での国際関係法(公法系)の受験者数がかなり少ないことから、敬遠する学生と、逆に選択する学生に分かれるように思います。</p>
<p>残念ながら、学生は新司法試験に合格することが一番の目標なので、国際関係法(公法系)は出題範囲も広く、また問題の難易度もかなり高いので、選択科目として敬遠されているといわざるをえない。</p>
<p>特に司法試験対策のようなことは行っていない(ただし単元ごとに演習問題を設定し、復習をかねてこれを解かせることは行っている)。すべての受講生が必ずしも国際法を選択科目とはしていないことや、むしろ半数以上が学部時代に国際法を受講したことがないということもあり、国際法の基礎的な知識の解説から最新の国際法関係国内判例の説明まで4単位で消化しなければならない状況である。</p>

- I-3-① 法科大学院から国際関係法専攻する博士後期課程への進学はできますか？ 1

a. できる	30
b. できない	14
c. できるように変更した	6
d. 他の法律分野ではできる	1
回答なし	11
62	

- I-3-① 変更された場合、その理由はどこにありましたか？

法科大学院修了者であっても通常の後期課程入試を受験すればいいのであり、元々、法科大学院から研究科大学院への受験を規制していない。ただ、現実の問題として、法科大学院生は、法律学一般については、学部生以上の知識と能力を持っている、あるいは、そのような制度的保障が為されているものの、外国語能力については修士(博士課程前期)修了者レベルを満たす制度的保障はなく、現実には英語能力すらおぼつかず、第二外国語を要求することはとてもできないゆえ、法科大学院生が博士課程後期に進学するための入試制度を別途新設し、進学しやすい制度を設けた。
研究者志望者の激減
法科大学院設置する際にそのような制度上の仕組みを整えたが、将来の優秀な人材の確保のため。
法科大学院で実定法を中心に学んだ優秀な人材に対しても、国際法研究者への道を進路の1つの選択肢として提供するため。
LS卒業学生が研究者を志望する場合に対応するため。
学生が進路変更をして研究者を志望する場合に対応するため。
法科大学院の設置にともない、専門職大学院ではない従来の大学院博士後期課程への入学を認めるよう、受験資格を変更した(本学国際公共政策研究科の場合)
法科大学院からの進学希望者が出てくることを想定して、博士後期課程への資格要件、入学試験科目を見直す必要があったため

- I-3-② 法科大学院から国際関係法の研究者をめざして博士後期課程に進学した学生はいますか？

a. いる	0	
b. いない	42	
c. 希望している者はいる	4	専攻:国際法 2
d. 他の法律科目にはいる	2	
回答なし	14	
62		

- I-3-③ 法科大学院から国際関係法専攻の博士後期過程への進学を認める場合にどのような問題が生じるとお考えですか？以下に簡単にご記入ください。

別段問題は生じない。新司法試験に合格したものでない限り、進学を認めないから就職問題はない。
法科大学院のカリキュラム、学生の勉強内容と、研究者向け大学院のカリキュラム、勉強内容には、相当の開きがあり、特に、修論を書いていないのだから、一からの論文指導となり、短時間で論文を公表させる必要がある点で、指導に困難が生じることが予想される。
専門知識、研究のスキルおよび外国語の修練が足りないこと
語学力、基本的な文献を読んでいない、修士論文を書いていない
ロースクールの学生は、語学ができないので、博士後期過程に進学しても研究できないのではないのでしょうか？もし、博士後期過程に進学可能とするならば、語学試験が必要となると思います。
外国語文献の読解力不足が最も深刻な問題であると考えている。
授業が実務的になっているので研究者としての基礎的な文献をゆっくり読む時間が持てない。また、修士論文のかわりとするリサーチペーパーの完成度が問題となりうる。
1. 外国語の能力。2. 博士後期課程における国際法の研究に堪えるだけの国際法の知識・分析能力の保持。
第2外国語に関する語学力の不足
(博士後期過程入試の一次試験(筆記試験)免除の要件としてペーパー執筆を課してはいますが)、修士論文相当の論文を書いていないため、研究者としての能力をはかる手段が乏しいと思います。
論文作成と語学の学習にどの程度時間が避けるか疑問である。
1. 最大の問題(課題)は、外国語にあります。どちらかといえば、法科大学院の学生は国内法志向の学生が(圧倒的に)多く、外国語に弱い傾向がみられます。試験科目、授業方法・内容などに関係してきます。2. 受験資格について、司法試験合格者に限定するか、しないかが問題になります。望むらくは前者ですが、現実的には後者にならざるをえない。
国際関係法の場合、専門知識に加えて、外国文献の読解力が不可欠であるが、法科大学院で二兎を追うことには、事実上困難を感じる。
外国語の勉強をしていない
カリキュラム上修士論文に相当する論文の執筆が容易ではない。
博士前期課程をスキップして博士後期課程への進学が制度的に可能か疑問。
学位論文作成のための基礎知識と外国語の習得度に対する不安
本学の学生の様子を見ているかぎり、現在の法科大学院での勉強スタイルが受験を意識したものとならざるを得ず、知識の詰め込みとなっており、研究者となるべき資質をもつ者が出てくることは稀であると危惧される。実際に、博士後期課程への進学を相談してきた者もいたが、そもそも自分で勉強することの意味や方法が分かっておらず、事例問題を解く練習をしたいと言ってくるなど、愕然としたこともあった。
法科大学院では外国語のトレーニングを行っていないため、仮に博士課程後期に進学したとしても外国語で書かれた文献を読むことができない。また、学生の経済的負担・精神的負担は法科大学院とあわせて相当なものになるが、多くの学生にとっては負い切れないものとなろう。
比較法研究能力、とりわけ外国語文献の読解能力
外国語を習得する時間がほとんどない
語学能力が十分かどうかの問題となると考えられる。
せっかく新司法試験に合格したのであれば、法科大学院卒業時ではなく司法修習修了時に進学すべきである。実務家として完成していない段階で進路変更することは、国際法関連訴訟に強い弁護士を生み出すというロースクールの社会的役割に反するし、また、ロースクール修了者が研究者になるステップとしても、修士論文を執筆していないなどの根本的問題点がある。よって、どちらかといえばロースクール修了時点での博士後期課程への受け入れは認めない方がよい。
LSの学生は試験に合格することが最大の課題であるので、必修科目以外の科目に関心を寄せることが少ない。学未履修者の場合には国際法の学習時間は不十分。

法科大学院で国際関係法の単位数が少ないため、学部段階で国際法を履修していない君については、国際法の基礎的知識に難があるように思われる。
私法系の場合、研修所に行ってからの方がよい場合もあり、直ちに研究者の道に入ることを自信を持っては勧められない。
通常の修士課程→博士課程であれば、外国語の能力(特に文献講読)があることが確認できるが、法科大学院からの進学の場合、その点の確認が難しい。
法科大学院では司法試験の選択科目として、なるべく学生の負担がないように教員の側で関係判例や資料を丁寧に用意しているので、自分で必要な関係判例や資料を調べる能力が培われていない。また、文献講読に関する語学力はついていないので、博士後期課程に進学した場合には苦労すると思っています。
履修科目の数および内容
語学が障害になると思われる。
法科大学院における国際関係法科目は研究者養成を前提としているわけではなく、したがって、一時資料の処理、外国語文献の読解、論文の書き方など、研究者として必要な最低限の(技術的)能力でさえ習得させることは難しい。
1. 修士論文の執筆経験がないために、研究者としての資質の判断が困難。2. 研究遂行上の語学能力が不十分になりがち。
誰もが言うことだろうが、語学能力の問題がある。法科大学院の授業では外国語文献を読む機会はほとんどない。ましてや第2外国語能力を向上させる機会はほぼ皆無である。それが後期課程で2つの外国語を修得している従来の院生と席を並べることになり、教育しづらい面が生じる。研究者養成の観点からも、以上のことは問題になる。さらに、国際政治や国際経済などの、国際法関連科目を履修する機会が法科大学院にはなく、これらを修得することはもっぱら個々の学生の独学委ねざるを得ない点も問題となろう。
特段問題が生じるとは思わないが、優秀な法科大学院修了者(新司法試験合格者)が博士後期課程への進学の道を選ぶインセンティブを高めるため、奨学金制度の充実その他の経済的支援のための仕組みを整備する必要があるものと考ええる。
きちんとした修士論文をかいていないので、博士課程を3年で修了するのが一層困難になるのではないか。
法科大学院では、学生は一般に司法試験合格を目指して学習しているので、「研究」の感覚や作法を身につける機会に乏しい。これは研究者としての資格の養成という観点からは決定的ともいうべき問題である。
法科大学院は、外国語の勉強をしていないし、卒業論文も書いていません。法科大学院は名称こそ立派ですが、本質は予備校です。このアンケートは、受験に失敗した学生を博士後期課程へ進学させてもらえませんか、と捉えるべきものです。法学研究科と法科大学院は、名称は紛らわしく混同されやすいのですが、両者のもっている本質は根本的に異なります。かりに進学してきても、落ちこぼれと言うレッテルが周囲から貼られ自分もそれに悩むであろう。
外国語の能力が低いと思われる。修士論文の段階を経ていないので、研究テーマを絞って研究することができるか不安がある。
とくに国際関係法については語学力が不足していることが懸念される。
とくに国際関係法については語学力が不足していることが懸念される。
法科大学院在籍中に、外国語を用いた授業をほとんど受講していないこと。
現在検討中で、回答を留保したい
法科大学院では国際法に関する外国文献や国際判例(原文)を読む時間がないことから、語学(外国文献読解力)については各自が個人で相当の研鑽を積み重ねなければならず、後期課程に入ってからでも困難が生じる可能性が大いにある。さらに、修得すべき国際法の内容自体も、法科大学院では、法学未修者や学部での国際法未修者に対応した授業を行っているため、研究者養成コースの博士前期課程で行われる授業内容と質的に違いがある。したがって、国際法に関する知識も、研究者養成コース出身の学生と比較して、量的にも質的にも不十分のままとなる危険が残る。
Research and Writingという演習科目を法科大学院で提供しているが、国際法の演習をとる学生は残念ながらまったくない。このような状況では、国際法に対する専門知識を習得する機会もないと思われる。

● I-3-④

支障の有無にかかわらず、法科大学院から国際関係法専攻の博士後期課程への進学を積極的に受け入れていく必要があるとお考えですか？

a. 受け入れていくべきである	30
b. 受け入れるのは相当に難しい	15
c. 受け入れる積もりはない	3
aとb	1
回答なし	13

62

● I-3-④

その理由を以下に簡単にご記入ください。

但し、来年度より定年退職するので、関係はなくなる。
そのような進学を希望し、資質のある学生がいる場合には喜んで受け入れるでしょうが、法科大学院の学生が当初の目的を離れて博士後期課程への進学、しかも国際関係法専攻を希望することは実際には考えにくいと思います。
法科大学院の勉強によって、あるいは司法試験合格者が、専門研究への目を開かれた場合に、これを積極的に研究者へと誘導するべきであると思う。しかし、この場合に、論文指導の困難が予想されるので、必要単位を論文関連の科目に限定するなどの、特別のカリキュラムが要請されるように思われる。
困難はあると思いますが、博士課程後期進学にふさわしいレベルに達していれば、問題はないと思われますので
上記の弱点は克服できる。定員充足という見地。
語学ができて、外国での研究を分析できるのであれば、いいと思いますが、それができるか疑問である。
国際関係法の研究者をこれまで通り養成する必要があるから。
いろいろな経験をつんだ研究者が出てくることは望ましいことである。また、国内法にある程度精通した上で国際法を研究することも分野によっては望ましいことと言える。
法曹としての基礎知識が、これからの研究者にも求められる
今後、法学の大学院教育が法科大学院を通したものに一元化されていくのであればという条件付きで、上記a。 その場合は、好むと好まざるに関わらず、受け入れざるを得ないだろうし、そのための対応をとらざるをえないだろう。
所属大学には博士後期課程がそもそもないので、受け入れることは不可能ですが、意欲がある学生を研究者として養成していくことは必要だと思いますし、そういうニーズも今後それなりに出てくるのではないかと考えます。
法的思考の訓練は十分受けているので、優秀な人材であれば、前期課程の2年間分を補うことは可能であり、受け入れないとする理由はない。
将来の研究者(特に法科大学院を担当できる人材)にとって、実務を意識した法学を広く学習しておくことが必要である。
法科大学院の学生のなかには、国際関係法に関心のある学生がいるはず。そのような学生が仮にいた場合を想定して(希望して)、積極的に受け入れる体制を整備しておく必要があると思います。(その場合、そのような学生のために、奨学金などの誘引策を準備しておく必要があるでしょう。)
国際関係法の場合、専門知識に加えて、外国文献の読解力が不可欠であるが、法科大学院で二兎を追うことには、事実上困難を感じる。
学生の授業料負担能力・将来への不安

排除する理由はないが、特別に便宜を図るのも合意が得られない。特別扱いをしない前提であれば、積極的に受け入れるべきだろう。
学位論文作成のための基礎知識と外国語の習得度に対する不安 I
上記のように、法科大学院では、研究者となる資質をもつ者がなかなか見当たらず、学部生のほうが質の高い学生が揃っているように思われる。また、博士後期課程において、外国語に関する訓練の出来ていない法科大学院生を受け入れても、実質的な教育は行い得ないものと思われる。
国際関係法の場合、研究者志望の学生は、他の法領域とは異なり、法科大学院を経ずして研究者養成課程に進学することが多いのではないか。
LS終了後、司法試験不合格であったまたは、法曹界への意欲を失った人たちの受け皿として、受け入れる余地を残してくれば、良いのではないかと思います。ただし、国際法学への熱意と資質が問われることになり、実際には、相当難しいのかもしれませんが、とにかく、司法試験には半分も受からないとすれば、運悪く不合格であったが、国際法の研究に熱意と能力のある人物を受け入れる予知を与えるべきでは、と思えます。
終了後の研究所としての就職の目処が立ちにくいから。
研究者不足があまりにも深刻である
これは、ひとえに学生自身の意思および資質の問題であると考え。もちろん、進学に相応しい学生については受け入れを検討すべきであるが、将来の就職をも考えると、「積極的に」というのは難しいと思われる。
進学の意思と能力のある者について、その受け入れを拒むべき理由は見出しがたい。
せっかく新司法試験に合格したのであれば、法科大学院卒業時ではなく司法修習修了時に進学すべきである。実務家として完成していない段階で進路変更することは、国際法関連訴訟に強い弁護士を生み出すというロースクールの社会的役割に反するし、また、ロースクール修了者が研究者になるステップとしても、修士論文を執筆していないなどの根本的問題点がある。よって、どちらかといえばロースクール修了時点での博士後期課程への受け入れは認めない方がよい。
門戸は開放しておくべきであり、実際に進学を認めるか否かは個々の事情によるとおもわれるから。
他の法律科目に進学した者がいるが、実際には新司法試験との両立のかねあいで1年の休学を余儀なくされている。法科大学院卒をそのまま受け入れるのではなく、新司法試験受験後に受け入れることになるのではないかと思われる。新司法試験導入後の法学教育が、学部教育も含め新司法試験合格者によって行われるべきであるという方向性がでてくれば、国際関係法専攻の博士後期課程の進学を受け入れざるを得ないであろう。
ルートは複数用意しておく方がよいから。
上記の外国語の問題はあるとしても、法科大学院学生にも相当程度の語学力を持つ者がいることは間違いなく、また「国際法を使う」という意識の高い法科大学院出身者が研究者となることの意味は大きい。国際法の場合、既存の研究者養成の大学院と平行して、研究者要請がなされるべきである。
本学には博士後期課程がございません。
優秀な人材の確保のため
優秀な人材の確保のため。
研究者養成コースの衰退を考えると、法科大学院に積極的に受け入れる以外に研究者養成の道はないように見えるが、さりとて法科大学院で後期課程進学希望者が出てくるとも思えない。
優秀な学生が法科大学院に流れているとするならば、そちらからも受け入れる必要がある。しかし、研究遂行能力の有無を可能な限り点検することを要件とする。
国内法と国際法の連携が今後ますます密接になっていくことは明らかなので、国内法の知識を十分に備えた国際法研究者を養成することには十分な意義がある。上記の問題点は、今後、博士後期課程内の教育改革として取り組んでいくべきだろう。
将来の国際法関係の学界を支える有為な人材を確保するためにも、現在法科大学院に流れている若い優秀な人材の中からも、国際法研究の道を志す者が出るような制度を整えるべきであると考えため。
他の法律科目が受け入れられている以上、国際関係法だけをそこから除外しなければならない理由はない。
若者には自らの将来の進路への適性は十分わかっているとは思われず、法科大学院在籍中に、ある問題にじっくり、時間の制約をあまり気にせずに研究することが己に適しているということに気づく可能性がある。こういう者のために、博士後期課程は開かれているべきである。
上記③を参照してください。本質的な制度の違いがどこかに必ず現われると思う。
従来国際関係法専攻の学生は、国内法の知識が乏しい傾向があったので、国内法の造詣が深い学生が国際関係法の研究に進むのは望ましいと考える。
語学力不足については入学後に努力してもらうことを前提に、実定法について素養を積んだ学生が国際関係法分野で研究者になることは望ましい面がある。特に国際私法について言えば、LS時代には国際私法専攻者は国際民事手続法をも教えられなければならないとされている。従来は、学部レベルの民事訴訟法の能力の足りない者が大学院で国際民事手続法を専攻しようとする困った現象も一部にあった。しかし、LS修了者の場合、民事訴訟法をちゃんと勉強しているはずなので、そのような点においては研究者・教育者の質が向上することが期待できる。
語学力不足については入学後に努力してもらうことを前提に、実定法について素養を積んだ学生が国際関係法分野で研究者になることは望ましい面がある。
国際法研究者の養成のためには、法科大学院出身者も貴重な人材であること。
現時点では判断が難しい
司法試験に合格できなかった学生の受け皿として、博士課程において研究者として育てていくことは必要かもしれないと思えます。しかし、法科大学院での現在の授業が研究者養成を前提としたものではないので、その辺の整合性の問題が課題であると考えます。
本大学は、博士課程進学において、国際法を専攻する学生には英語の試験を課しているが、法科大学院では外国文献を読む能力を身につける機会がなく、研究者として十分にやっつけられるかどうか不安が残る。
上記のような問題点がある以上、これを是正する措置が講じられない限り、従来研究者養成コースの学生と同様の教育を後期課程で施していくことには限界があるといわなければならない。他方で、国際法と国内法との垣根が相当低くなり、実務上も研究上も重要とされる分野が増えていることも事実である(国際人権法、国際環境法、国際刑事法、国際経済法など)。国際法と国内法の双方に細かい目配りができる人材が必要とされているということであれば、法科大学院出身者にも研究者となる可能性が残されるべきであろう。積極的に受け入れることには躊躇を覚えずざるを得ないものの、研究者となる道を閉ざすべきではないと考える。

● II-1-①

国際関係法の開講科目に何か重要な変更がありましたか？

a. 変更がある	4
b. 変更はない	6
回答なし	52

62

● II-1-②

変更がある場合、どのような変更がありましたか？（複数回答可）

a. 必修科目にした	0
b. 必修科目からはずした	2
c. 一部科目を選択科目からはずした	0
d. 一部科目を取りやめた	0
e. 一部科目の単位数を増やした	2
f. 一部科目の単位数を減らした	1
g. その他	0
回答なし	57

62

● II-1-②

その変更理由を、以下に簡単にお書き下さい。

国際公法が司法試験選択科目に入らないという前提での制度設計だったため
国際関係法科目の充実のため
国際関係法科目の充実のため
すべての科目を2単位にした

● II-2-①

国際関係法の実務家教員にはどのような方を採用していますか

a. 外務省職員	4
b. 法務省職員	0
c. それ以外の国内官庁	0
d. ジャーナリスト	0
e. シンクタンク	0
f. 民間営利団体	0
g. 非営利民間団体	0
h. その他	1
eとh	1
回答なし	56

62

● II-2-②

国際関係法の実務家教員の国際関係法教育における比率はどの程度ですか？

a. 20%程度	4
b. 40%程度	1
c. 60%程度	0
d. 60%以上	0
回答なし	57

62

● II-2-③

実務家教員の国際関係法の講義科目は学生はどのように受け止めていますか？(複数回答可)

a. 学者の講義よりおもしろい	0
b. 理論的な突っ込みが希薄である	0
c. 熱意が感じられる	0
e. 学者と実務家とが連携した講義が聞きたい	0
f. 経験に裏打ちされて緊迫感がある	3
g. 経験談に終始している	0
h. 学問と実務の違いが鮮明に現れて興味深い	0
aとf	1
fとgとh	1
回答なし	57

62

● II-2-③

その他の学生から聞いている評判や感想がありましたらお書きください。

実務家教員は大変に教育に熱心であり、また大学以外の場所に連れて行って現場を見せてくれたりするのは参考になる。

● II-2-④

実務家教員の講義が導入されたことが学生の研究への志向を強めたと思いますか？

a. 思う	0
b. 思わない	0
c. まだ分からない	5
d. 実務志向がよくなったと感じる。	0
回答なし	57

62

● II-2-④

教育上のご経験の中で、具体的な例があれば以下にご記入ください。

もともと社会に出ることを目的として勉強している学生が多いので、實際上、教育はトレーニングの色彩が強く、自分の研究を進めたいと思っている学生は時間がなくて苦勞している。

● II-3-①

公共政策大学院など専門職大学院から国際関係法専攻の博士後期課程への進学は認めていますか？

a. 認めている	6
b. 認めていない	3
c. 認めるように変更した	0
d. 法律科目でない一部の科目では認めている	0
回答なし	53

62

● II-3-①

変更された場合、その理由はどこにありましたか？

設置当初より制度上そのようにしている。優秀な人材を確保するため。

設置当初より制度上そのようにしている。優秀な人材を確保するため。

● II-3-②

公共政策大学院など専門職大学院から国際関係法の研究者をめざして博士後期課程に進学した学生はいますか？

a. いる	0
b. いない	6
c. 希望している者はいる	2
d. 国際関係法以外の専攻分野ではいる	1
回答なし	53

62

● II-3-③

公共政策大学院など専門職大学院から国際関係法専攻の博士後期過程への進学を認める場合に、どのような問題があるとお考えですか？

<p>本学では今年度開設したばかりなのでまだわからない。</p> <p>・どうしても法学のディシプリンが足りない場合が多いが、国際法学にはプログラム型の研究もあってよいから、従来の研究者のイメージにとらわれずに、学生を教育していく必要がある。但し教えている側が、旧来の教育しか受けていないので、こういう学生を研究者に育てるには苦労があると思う。・学部で法学を学んだ学生で、進路を迷ったままとりあえず公共政策院に進学した優秀なものもいるので、そういう学生が研究を目指すようになった場合には、個人指導をせざるをえない。</p> <p>語学が問題になる。アカデミックな関心を十分に有しているか注意する必要がある。</p> <p>1. 修士論文の執筆経験がないために、研究者としての資質の判断が困難。2. 研究遂行上の語学能力が不十分になりがち。</p> <p>公共政策大学院は、公共政策に関する高度職業専門人の養成に特化した教育機関であり、研究者の養成を念頭に置いた教育を行っておらず、博士後期課程への進学に関する限り法科大学院の場合とは実際の状況がかなり異なる。</p> <p>法学大学院からの場合と同様の問題があると思っている。</p> <p>修士論文の質の確保・外国語科目の習得・国際法全般の基礎知識の習得・「研究」方法の習得</p>

● II-3-④

支障の有無にかかわらず、公共政策大学院など専門職大学院から国際関係法専攻の博士後期課程への進学を積極的に受け入れていく必要があるとお考えですか？

a. 受け入れていくべきである	2
b. 受け入れるのは相当に難しい	5
c. 受け入れる積もりはない	1
回答なし	54

62

● II-3-④

その理由を以下に簡単にご記入ください。

<p>博士後期課程に進学すること自体は閉じてはいないが、そもそも進路先として想定されていない。</p> <p>優秀な人材であれば採用するのは当然。しかし従来型ではない研究者の養成のためにも門戸も開くべきである。</p> <p>優秀な人材であれば採用するという趣旨であり、公共政策大学院であるからという理由ではない。（したがって、a-cのいずれにも当てはまらない。）</p> <p>優秀な学生が公共政策大学院に流れているとするならば、そちらからも受け入れる必要がある。しかし、研究遂行能力の有無を可能な限り点検することを要件とする。</p> <p>公共政策大学院は、公共政策に関する高度職業専門人の養成に特化した教育機関であり、研究者の養成を念頭に置いた教育を行っておらず、博士後期課程への進学に関する限り法科大学院の場合とは実際の状況がかなり異なる。</p> <p>国際関係法の研究者への入り口は多様であってよいと考えるから。</p> <p>専門職大学院は、コースワークが中心であり、研究方法の基礎を習得することが容易でない。また、修士論文の作成に十分な時間をとることができない。</p>
--

● III-1-①

研究者志望の学生の数に変化があるとお感じになりますか？

a. 減る傾向にあると感じる	22
b. 増える傾向にあると感じる	50
c. 質的な変化がある	0
d. 変わらない	1
回答なし	12

85

● III-1-②

上記の設問1. で、d. 以外の回答をされた方にお尋ねします。そうした変化の原因は、どのようなものが考えられますか？

法科大学院などが出来たこととは関係なく、就職の困難性が意識されていると思われる	1 a
①法科大学院設置により、法曹を魅力ある職業と捉える学生が増加した可能性、②景気回復により、民間企業への就職を魅力的と考える学生が増加した可能性、③教員が法科大学院教育において疲弊し、研究者養成まで手が回らなくなっている可能性などが考えられる。	1 a
法科大学院受験をめざすため	1 a
法科大学院の設置で、司法試験のみならず、学部以上の実定法学教育を受けようとする者が、法科大学院に吸収されたため。	1 a
1 研究者希望の学生の減少は、国際関係法の分野に限らず、日本の学問全体についていえるでしょう。その背景には、日本社会の質的变化(実利主義)があると思います。地味で、結果がでるまでに時間のかかる研究職に魅力を感じない学生が増えているように思います。2 法科大学院を含め、専門職大学院ができたことによって、一部の大学を除いて、担当教員のノルマがふえました。たとえ増えなくとも、授業内容や方法の改善のために、また諸会議のために研究に割く(割ける)時間が絶対的に減少しました。研究発表数について統計をとり、実証して見る必要があるとおもいます。これはここ数年の過渡的状況でしょうか。たぶん、それは一部当たっていると思います。しかし、今の状況が続けば、日本の法学研究にとって危機的状況だと思えます。研究成果が好ましくなければ、学生にとっても魅了がなくなるでしょう。	1 a
研究者として独立することに要する時間と独立までの身分・収入の不安定さ。少子化などによる研究者枠の減少への懸念。	1 a
所属大学の志願者減少が原因と考えられますが、最近そのような希望の下に大学院へ進学を希望する学生自体が見受けられません。そもそも学生の意識・学力がそこまで達していないように思われます。	1 c
日本人学生の博士進学希望者数は減少傾向にあるが留学生の進学希望者が増加傾向にあるので全体としては変わりはないが、学生の質は低下傾向にある。	1 c,d
法科大学院の開設	1 a
・とりあえず法科大学院や公共政策大学院を目指すという学生が多くなっている。つまり危険負担の回避のために、修士段階で研究職を目指す人が少なくなっているのではないかとと思われる。・法科大学院に一旦はいると、国内実定法科目とその展開科目の勉強が進むため、改めて国際法を勉強し直すのは大変だと考えるようになる。・公共政策の場合には、国際法、国際関係の道にすすむことを志望している学生は、留学することが多いので、まだこの先どうなるか不明	1,2 a
もともと研究するという行き方(生き方)に、揺らぎが生じているように思われる。大学院設置云々とは直接の関係をもたない時代の問題もあるように思われる。	1,2 a
法科大学院設置字に赴任してきたためにそれ以前との比較ができないが、近年は研究者養成志望の学生自体が極端に少ないようである。原因は、法科大学院の設置に関係するというよりも、研究者としての就職がきわめて困難である事情にあるのではないと思う。	1,2
学生の安定志向があると思われる。大学院に入り、研究者を志望することは、今も昔も一種の賭けである。しかもそこには自らの努力や資質だけで決定されるとは言い切れない要素もある。そのような道よりも、法科大学院進学や、その他の資格試験をめざすほうが、より堅実だと思う学生が増えているのではなかろうか。	1,2,3,4 a
法科大学院の開設により、国際実定法への学生の指向が強まった。	1,2,3,4 a
首尾よく法曹界に入ることができれば収入も安定するといった、実利的発想があるように思われる。	1,3 a
従来大学院に進学していた学生が法科大学院に進学しようとする傾向があり、国際関係法の学生も影響を受けている。	1,3 a
法科大学院の設置が議論されるようになって以降、法学部入学者の関心が法科大学院に向くようになってきているように思われること。	1,3,4 a
学部修了後により進んだ学習を望む学生の選択肢が増え、全体として数に大きな変化は感じないが、学部の成績が相対的に優秀な学生が、法科大学院や専門職大学院に(も)進学を希望し、実際そちらへの進学を希望する学生もでている。	1,3,4 c
本学の専攻にとって、法科大学院etc.の影響はない。	3,4 d
大学院イコール専門職(研究職以外)養成という考え方が浸透しつつあるように見える。かつ、本学の場合、そもそも大学院志望者が別の理由で激減しつつあるため、あまり一般化した答はできない。	3,4 a
日本人学生の18歳人口減少と学力低下、留学生の減少(入管管理・規制強化のためと思われる)	4 a

● III-1-③

上記②に対してどう対処することが考えられますか？以下のご記入ください。

短期的には解決できない。文教政策、国家的な政策問題である。	1
優秀な学生について、教員が積極的に研究者としての研究の魅力を伝える。また、法科大学院における教育負担の軽減につき、より一層工夫することなどが考えられる。	1
研究職を広く捉え、国際法を生かしつつ学際的な研究を行い得る研究者を育てるためのカリキュラムを用意し、数は少なくとも常に一定数の学生が確保できるように努力する。(たとえば宇宙法では、国際法、GIS、リモート・センシング解析能力、法令翻訳能力など文理系能力を組み合わせ、国際機関やJAXA、研究所などに就職できる能力の涵養に努めています。)	1
今後、大学院レベルの法学教育が法科大学院に一元化されるのか、研究科大学院への期待があるのか、様子を見るしかない。	1
1 実利志向の社会にあつて、研究の魅力をいかに学生につたえるか。欧米社会にあつてはすでにこの時期を過ぎ、ある意味では安定しているが、日本ではそこ段階に達するにはあと数十年かかるでしょう。しかし、そんなことをいってもはじまりませんので、実利志向の社会にあつても生き残れる途をさがさなければなりません。「研究と経済」というテーマを真剣に考えなければなりません。ひとつの方法はやはり奨学金、研究奨励金の充実だと思います。各大学、団体、政府レベルで考え、実施する必要があります。 2 教員の負担の軽減について真剣に検討する時期にきていると思います。担当コマ数の減少(特に学部、法科大学院、法学研究科を担当している場合)、担当教員数の増加、助手(教育、研究)の採用など、各大学でできること、できないことがあります。できないことは政府に働きかけることも考慮にいれるべきでしょう。	1
有効な対処策はないと考える。	1
研究者志望の日本人学生数を増加させることについての対処方法は特に考えていない	1
法科大学院開設によって、六法系の研究者志望の学生に対して、法科大学院への進学を勧める傾向にあり、これを止めることはできないであろう。	1
何もできない。そうでない人を積極的に排除していくのみ。	1,2
学部学生の時期に、例えば卒論指導を懇切に行うなどの方法で、研究への関心を高めることは一定の役に立つと思う	1,2
むずかしい。少年よ、大志を抱け、と言っているばかりでも始まらないし…。少なくとも、研究者志望の院生の進路を、従来のように指導教授に一任したままにするのではなく、できるだけ客観的・制度的に進路を整えていく必要がある。そのひとつとして、法学研究科では、院生論文へのレフェリー審査を開始したところである。これだけで即効性があるとは到底思えないが。	1,2,3,4
もう少しすると状況がかわってくる可能性があるが、学部段階で国際関係法に興味をもってもらえるようにならなかの工夫をする必要があると思っている。	1,2,3,4
この種の実利的発想者には、研究者養成を目指す観点からのアドバイスは無効であろう。	1,3
学部と大学院修士課程を一貫したコースを作り、5年間で卒業(法学士)と修了(修士)の両方が可能な制度を設けたらどうかと考えている。そのコースを前提に、学部1、2年生のうちから特別クラスを作り、そこから(修士課程に進まずに学部を卒業して)法科大学院にも進学できるようにする。	1,3
法学部の国際法教育を充実させること。しかし、下記「IV」の回答のように、法科大学院設置後は、法科大学院における授業負担の関係から、実際には、学部カリキュラムにおいて、国際法科目の大幅減という、その逆の方向に進む他はなかった。但し、法学部に学科を新設することにより、提供する国際法関係科目数という観点からみれば、法科大学院設置以前の水準に回復することになるため、事態が改善されることを期待している(国際法科目は既存の法学科との共通科目であるため、提供科目の履修は新学科の学生のみならず、法学科の学生も可能)。	1,3,4
法科大学院や専門職大学院からの研究者志望者を積極的に受け入れる、一定の研究者志望者への財政的支援を与えるなど	1,3,4
無数にあると思うが、一つは、研究者の市場をもっと開放し、就職機会を均等にして、職業として成り立つ体制を推進することが必要と思われる。	3,4
入学試験の厳格化	4

● IV-1-①

専門職大学院の設置後の学生の関心の動向の変化を踏まえて、学部の法学教育のカリキュラム全体に何らかの重要な変更がなされましたか？

a. 変更した	24
b. 重要な変更はない	50
回答なし	11

85

● IV-1-②

①と同様に、学部教育における国際関係法のカリキュラムに重要な変更がなされましたか？

a. 変更した	17
b. 重要な変更はない	56
回答なし	12

85

● IV-2-①

学部学生の国際関係法への関心は一般に高くなっているとお感じでしょうか。

a. 高まっている	8
b. 低下している	15
c. とくに変化はない	51
bとc	1
回答なし	10

85

● IV-2-②

専門職大学院の設置以後、学部学生の国際関係法の履修状況に変化がありますか？(複数選択可)

a. とくに変化はない	39
b. 増えている	4
c. 減る傾向にある	13
d. 必修なので分からない	1
e. ゼミの応募者は従前と変わらない	2
aとe	14
回答なし	12

85

● IV-2-③

専門職大学院の経験を踏まえて、学部での講義やゼミに何か特別の変更をしましたか？(該当項目に○を付してください。複数回答可)

a. とくに従来と変わらない	55
aとb	1
aとc	1
aとf	1
b. 学部段階で教える範囲を減らした	2
bとdとe	1
bとdとf	1
bとe	1
c. 学部段階で教えておくべき項目を増やした	1
d. 講義の単位数を減らした	0
e. 国際関係法の開講科目を減らした	1
f. 非常勤講師を増やした	0
g. 助教による講義を設置した	1
h. TAによるセッションを設けた	0
回答なし	19

85

● IV-1-①

変更がある場合は、以下にその内容を簡単に書きなさい。

個人的には、逆行だと考えているが、法律専門科目を低学年に下げ、専門演習科目を多数開設するなどの変更が行われた。	1 a
応用的科目についてはLSIに重点をおくこととし、学部教育レベルでの講義単位数を減らした。	1 a
細かな解釈論よりも基本を教えることに重点をおいている	1 a
基本六法系の教員が法科大学院に移ったことから、基本六法系の授業科目を大幅に減らした。	1 a
a. 基幹科目、展開科目、発展科目の設置、b. 学生の自主性に任せる分野別のプログラム制度、c. セメスター制の導入(※平成20年度より)	1 a
法律系科目については、法科大学院に進学希望する者の基礎学力をつける必要があるため、従来と大きな変更点はないが、政治系科目については、公共政策大学院の設置に伴い、すべての講義科目が原則として隔年開講に切り替えられている。	1 a
基本科目を中心に開講科目や単位数をスリム化した	1 a
基本科目中心のカリキュラムに変えた。	1 a
民法など基礎的な法学を中心に教育することとなった。	1 a
コース制が廃止され、六法基本科目の低学年における必修化が進んだ。	1 a
通年半期制への移行にともない、卒業単位が減じられ、各科目の再検討が行われた。	1 a
重要な変更ではないが、一年次の法学基礎教育を充実させている。特に、ゼミの充実させ、「法曹の世界」の紹介して、将来のみちすじを提示している。	1 b
現在の段階ではまだ変更はないのですが、来年度実施に向けて現在多少の改革を検討中です。たとえば必修科目の増設があります。本学の場合、学部と法務研究科とが現段階において密接かつ有機的に関連していません。法務研究科入学生はその殆どが他大学出身です。したがって法学部教育の趣旨・目的をどこにおくかということにつき探索中ということもあります。さしあたっては、それこそ「普通の市民」であるために必要な法律知識をしっかりと身につけさせる、という点に落ち着いているようです。そのための変更・改革という位置づけで、上記の必修科目の増設や、現行の履修モデルの再考などが検討されています。	1 b
学部において民法を中心とする教育を重視するようになっている(実務家教員による民法ゼミの必修化、法学入門における民法の重視)。また、ゼミが必修化された。	1、2 a
基本的には、法科大学院で中心に置かれている実定法7科目の学修が重視されるようになってきていると思います。	1、2 a
・学部において民法を中心とする教育を重視するようになっている(実務家教員による民法ゼミ必修化、法学入門における民法の重視)。また、ゼミが必修化された。	1、2 a
高度先端科目は法科大学院などに移動し、基本基礎科目を精選して提供する。経済学部との協力で、経済学の副専攻を設けた。	1、2、3 a
セメスター制への移行(2008年度より)	1、2、3、4 a
カリキュラムの変更はある。しかしこれは専門職大学院がどうこうという問題とは別に学園全体がカリキュラムの見直しをすることによる。来春から実施する。大学のなかで唯一と残されていた法学部でもセメスター制を実施することになり、それに併せて科目の見直しをすすめてきた。	1、3
法科大学院の設置に伴い、担当教員の授業負担が著しく増加することから、学部の授業科目・単位数を減少させざるを得なかった。	1、3、4 a
発展科目や入門科目を新たに開設した。4回生の専門演習を必修から外した。演習の相当部分(国際私法を含む)を隔年開講とした。	1、3、4 a
まだ変更は行っていないが検討中。法科大学院をめざす学生のみを対象とするものではないが法曹や国家公務員をめざす学生を想定した「司法コース」(仮称)の設置を決定。2008年4月始動のためのカリキュラム検討を行っている。10月に成案の予定	1、3、4 b
とくに法科大学院を志望する学生に対して、法科大学院へ進学後、法科大学院で学ぶ際に必要な基礎学力を学部段階でしっかり身につけさせる狙いから、公法演習、民法演習、刑事法演習等の科目が設置された。	1、4 a
(参考) 本学の場合、そもそもロースクール体制成立への対応が全く構想されず、したがって必然的に何も行わずにきた。ただしロースクール進学者は必ず抜けて多い。	3、4 b
法科大学院に進学できるよう、より基礎的な科目に重点を置くようにした。	4 a
学部段階で、いかにして定員を充足するか観点からのみの対策として、変更した。「学生の関心の変化を踏まえた」わけではない。	4 a
本大学のような小さな、偏差値の低いとされる大学では従来の法学教育はもはや難しいという認識で、理事会、教授会とも一致しております。尚、来年度には、法政経学部から、現代社会学部に学部再編され、学科として法律政策学科という名称が残ります。カリキュラムから、国際関係法がはずされました。	4 a
学部の法学教育を全体として若干スリム化した。以下の変更点は、法科大学院の発足に当たって行ったものである。一般的方針として、学部開講の実定法科目で扱っていた内容のうち、専門技術的性格の強い部分は法科大学院で扱うこととし、その分の単位数を減らした。具体的には、民法20単位→16単位、商法12単位→8単位、民事訴訟法10単位→4単位、刑事訴訟法6単位→4単位、経済法4単位→2単位、国際私法4単位→2単位、社会保障法4単位→2単位、労働法4単位→2単位とした。また、各演習を4単位科目から2単位科目へと変更し、講義科目の再編に対応した単位数の開講とした。	
教員の教育負担軽減を考え、各科目とも提供講義数のスリム化を行った。その結果、大学の学部生が大学の法科大学院への進学に必要な学部教育を提供されていないとの批判が学部生からあり、またまた学部カリキュラムの見直しがなされている。	

IV(自由回答)

● IV-1-②

変更点がある場合は、以下にその内容を簡単にお書き下さい。

「国際公共政策」プログラムを設置(行政学、政治学などと連携)(※平成20年度より)	1 a
カリキュラムに関する教務の規則レベルの変更ではないが、国際私法ゼミを学部で開講することは、事実上困難となった。	1 b
国際法に関連する科目を2年次の後期に設置した。2008年度に開講の予定でいる。	1 a
LS重点化に伴い、学部での国際私法・国際民事訴訟法関係の講義単位数を減らした	1 a
法科大学院の設置とは関係なく、学部そのものの改組において、夜間主コースを廃止したこととの関係で、夜間のコマの廃止、すべての科目のセメスター化、それに伴う科目名の変更などを2008年度より実施する。	1
国際法関連科目は12単位(国際法1&2で8単位、国際組織法4単位)から8単位(国際組織法を削除)。国際私法を削除。	1 a
専門職大学院の設置と必ずしも軌を一にするわけではないのですが、これまで未設置だった国際私法を新設し、また本年度より外交史も新設しました。また、現在国際法が半期科目×2コマのみなのですが、来年度より半期科目×3コマに増設の方向で検討中です。	1 a
2008年度からの国際公務系(外交官・国際公務員志望者向け)のコースの廃止と国際法務系(国際法務・企業法務)のコースの拡充(公務系を統合)これは大学院の開設によるものというよりは、中等教育段階における学習状況に対応するためであり、それに即した内容・方法に改編した。国際関係法にかかわる導入講義及びキャリア形成にかかわる講義の登録必修化を行った。	1 a
学問的・体系的な講義ではなく、時事解説的な講義に変更した。	1 a
国際関係コースが存在したときは、コース必修科目であったが、コース制廃止とともに、単純な選択科目となった。	1 a
4単位通年科目の2単位半期科目への再編成	1、2、3、4 a
変更はある。国際関係法の分野では国際私法、国際法、国際組織法、国際人権法、紛争を扱う国際法、国際政治史、国際政治があるが、多少の科目の名称の変更はあるが、それに加えて国際環境法がスタートする。	1、3 a
国際私法を4単位から2単位に削減し、内容を精選した。国際取引法I・IIを廃止した。不定期ではあるが、国際関係法発展科目(国際民事手続法)、同(国際私法各論)を開講し、上記の削減を補っている。	1、3、4 a
①と同様の理由により、国際法科目の提供科目・単位数を大幅に減少させざるを得なかった。但し、上記のように、来年度から募集が開始される法学部新学科では、国際法科目数が回復する。	1、3、4 a
今のところカリキュラム上変更はないし、変更の予定もない。なお、法科大学院設置(国際法関係の科目設置)に伴い、カリキュラムの変化はないが、教育負担の観点から、学部の国際関係法科目を非常勤講師にお願いする数は増えたように思われる	1、3、4 a
前述のように、「国際関係法」というカリキュラムはなくなりました。但し、「国連と国際社会の法」、「国際人権法／人道法」などは残りました。かわって、「人間の安全保障論」などもできました。来年度から担当いたします。	4 b
学習意欲の低い学生の「ために」国際関係法科目の単位を減少した。こういう地方弱小私立大学・大学院もあるという参考例として回答している。	4 a
専門職大学院との関連は不明ですが(私の着任前のため)、2000年度より「国際人権論」が新科目と開講された。	5 a
国際関係法については講義時間に変更はないが、演習の時間と単位が半減した。	
教員の教育負担軽減を考え、国際法の提供講義数をスリム化し、2単位減らした。	

● IV-2-②

その他、なんらかの兆候にお気づきであれば以下にお書きください。

「国際」=「英語」を連想するせいか、講義・ゼミともに語学(英語)に抵抗のない女子学生の選択率が割りと高い、法科大学院へ行く学生が国際法を履修することはあまりないようである	1 a
基本的な学生の関心動向に変化はない。本学においては、元々、国際関係への関心が高いとは言えない。	1 a
3年次に国際法のゼミに所属していた学生が、法科大学院への進学を希望し、4年次に民事法・刑事法のゼミに移るケースはある。	1 a
国際法関係科目の履修者数には特に変化はないが、ゼミの応募者に関しては、民商法系のゼミに人気集中する傾向が出ている。	1 a
ゼミ学生の中に、公務員よりも法曹を意識する者が増加した。	1 a、e
学部生の関心が高まっていることは、切実に感じています。これを受けて、彼らの関心を上手に発展させてやるとかいった方法がなかなか見つからず、悔しさを覚えたりしています。中途半端な教育ではなく、充実した教育のためには何が一番大事かを、切実に考えています。従来の教育方法には、限界があるような気がしています。	1 b
「国際法」に関してのみの傾向ですが、顕著ではないものの、僅かながら減っているようです。なお、ゼミの応募者に関しましては、激減していたここ2~3年に比べて増加しました。ゼミに関しては「国際私法」の方が人気があるようです。	1 c
全体として、六法などの実定法にゼミ希望者や授業履修者が集中する傾向にあり、国際法は基礎法科目と同様に、受講者が減る傾向にある。	1 c
法学部で国際法を履修しようとする学生は、以前は国際法を特に勉強したいという学生が多かったが、現在ではたまたま履修をしているように感じる。	1 c
ゼミが必修化されたために若干増える傾向にあるが、余り変化はないように思う。	1、2 a

IV(自由回答)

法科大学院設置時の赴任であるため、それ以前と比較する立場にない。	1、2
多分増えているのではないかとと思いますが、在外研究中ゆえにわかりません。同僚の回答を参照してください。	1、2、3、4
法律学科の履修者数が少なくなっているような気がします。法律学科の受講生をみると、成績上位の学生は余り国際関係法科目を履修してないように感じますが、これは単に最近の大学生の低レベル化の結果かもしれません。	1、3 a、e
上記に回答したように特に変化はないが、2008年4月からの司法コース設置に伴って、コア(選択必修)科目の変更の可能性がある、それによって履修状況に変化が生じる可能性がある	1、3、4 a
学部科目の国際法1(回答者担当)は2年次配当科目であり、他の2年次配当科目と時間的に競合しない場合には、履修学生数は従来通りであるが、この10年の間に国際法のゼミを受講する学生数は半減以下になっている。	1、3、4 c
選択科目であるから、選択の時点ですでにある程度履修学生の質が決まっている。国際関係法科目を選択する学生は、概ね「上質」である。	4 a
国際関係法は、偏差値の低い、といわれる大学では、公務員試験などに直結しないと考えられています。	4 e
高校生の段階で、世界史や地理を履修していないため、第1次世界大戦と第二次世界大戦の区別、国際連盟と国際連合の区別などがすぐに理解できない、また国名などの知識に疎い学生が多くなっています。	5 d
法科大学院を目ざす学生が相対的に多くなり、結果として国際関係法を履修する学生が減少傾向にある。	
法科大学院時代の学部生は法科大学院の進学を将来の進路と描く学生が多い。また、法科大学院の試験が七法(六法+行政法)が課されており、しかも解釈論的素養も必要な試験形態であるために、それらの科目の受講に学生の関心が向いていると思われる。国際法の受講者を支えているのは政治学などに関心のある学生である。	

● IV-2-③

特記すべき事項があれば書いてください。

アンケートとしてお役に立てますれば、幸いに存じます。	1
以前よりも国内の判例に意識して言及するようになった。	1
先ほども申しましたように、本学の場合学部とロー・スクールとの関連が極めて稀薄なために基本的な変更はないのですが、今後に向けては国際法の講義項目を増加させていく予定です。	1
ゼミでは、新司法試験の問題を含めて、模擬裁判の授業を積極的に導入した。	1
上記のように法科大学院の設置にともない学部教育を「スリム化」させたが、この項目は法科大学院での教育開始後の変化の有無という質問であるとの理解で回答する。	1、3、4
国際関係学科に所属していますが、法律系のゼミが少ないので、法科大学院進学希望者(数は多くない)が、国際法のゼミを受講するということがあります。そういった学生は、国際法に対する関心が必ずしも高くないので、国内法の話も取り入れながら、国際法の学習を進めていくことがあります。	3
本学では学生の適正や関心からして、従来から国際関係法に対する関心は高くはありません。また、大学院への進学者は非常に少なく、研究者を志望する者はおりません。カリキュラムの変更は、法経学部から法学部へ改組する際に必要な範囲で実施しましたが、専門職大学院との関連はほとんど考慮されませんでした。	4
国際関係法科目を選択履修する院生は、この2～3年ゼロ。	4
上記の通り、演習の単位を従来の4単位から2単位に変更した。	

● IV-2-④

学部学生の国際関係法への関心を引き出すために、国際法学会として何かできることがあるとお考えですか。アイデアをお聞かせ下さい。(例えば、国際法関連映画・映像資料の所在データの収集、模擬裁判の導入、学会懸賞論文、インターユニバーシティな学術講演会の企画等)

何かをすべきであるとは考えるが、効果が出るか否かはわからない。
国際関係法は、司法試験との関係ではどうしても重要性を認められにくいですが、他方で、国際平和のための国連の役割や、途上国への国際協力などの国際問題に関しては、学生は一般に強い関心を抱いており、国際機関で働くことを志望する学生も多くいます。緒方貞子さんのように、国際的に活躍する日本人の存在が知られると、こうした傾向は特に高まるようです。国際法学会として、国際法専攻の大学院生及び研究者のほかに、一般の学部学生を幅広く対象とした講演会等の企画があってもよいかもしれません。
各大学ゼミ対抗の、国際法弁論大会。大学から選抜された学生参加の模擬裁判の実施。
国際法がより身近であり、かつ、法学教育においても不可欠であるということを伝えるための工夫が昨今求められていると思います。そのために、学会として、例示されているような映像教材や企画の実施は効果的だと思いますので、ぜひ実現して頂ければと思います。ただ、現実的なことをいいますと、授業科目の1つとして関心を持たせることから、大学院への進学や、司法試験科目において国際関係法科目選択者を増やすことへ、なかなかつながりにくいことも事実です。こと国際公法についていいますと、扱う範囲が広がり過ぎ、各種試験等の勉強もしにくいのが現状と思われます(市販の教材は、どれも一長一短あり、教材を選定するのが困難であるとの声をよく聞きます)。また、学部学生が研究者養成以外の目的を有する大学院に進学する際に、何故国際法を専攻する必要があるのかいまいと理解できないことも結構あります。従いまして、困難があるのは承知しておりますが、その橋渡しとなりうる工夫(具体的には、各種試験対策となりうる教材や、進路と国際法を結びつける(国際法を使って将来職業として具体的に何が出来るかを示す)教材、啓蒙活動等)についても併せて学会としてリードして頂ければとも思います。

上に例示されているものはいずれも適当と思います。
国際法関連映画・映像資料の所在データの収集
①著名な国際法学者を招いての講演会の開催、②時事的な問題について国際法学者を含めた意見交換会、※最終的には個々の教員が講義・ゼミなどを通して関心を引き起こすことが重要だと考えております
インターユニバーシティな活動は、効果的だと考える。学術講演会もちろんであるが、学部ゼミの交流会などの奨励やそれに対する補助金の交付なども一案かも知れない。
(1)教材開発 CD-ROM版の資料集やIT教材。たとえば海洋法第12部の説明には、グーグル地図の上に船舶を動かして、汚染防止に関する寄港国管轄権を説明し、そこに海洋汚染のビデオを挿入したり、という視覚に訴えるものが非法学部系の学生には効果があるようです。しかし、手間と費用がかかるので、大学間の協力と非法学部系でITに強い大学との協力が必要とされるように思います。 (2) 国際司法裁判所の裁判風景ビデオ NHKなどの協力ができればと思います。核兵器使用等の合法性を問う1996年のビデオを使い、国際司法裁判所の部分を1年生に教えていますが、そこから国際法に興味をもち判例を読み始める学生も少なくありません。(国際法関連映画・映像資料を一カ所に集める努力) (3) 実証的な国際法資料づくり。世の中の運営が「紙」で行われていることが学部学生にはわかりにくいので、国際法がいかにか生活のすみずみまで浸透しているかを丁寧に説明する資料集を作成し、副読本的に使えるようにする。できれば市場でふつうに売れる本をめざす。(大人が関心を持ち、学生にもそれが拡大するイメージです。)経済学分野で頻繁に見られることが国際法でおきても良い時期だと思います。
国際法そのものの存在の広報活動が必要に思える。学会への聴講などに便宜をはかることも必要である。インターユニヴァーシティでゼミを行い、基本的な文献や事例の研究をしてゆく。国連活動などには興味を持つ学生が多いので、関連分野での国際法の意義を考えるような連携をすることも必要である。
ウィーン、HKでの国際模擬仲裁の成功からしても、模擬裁判の導入は有効な手段と思われる
国際関係法を履修することにより、いかなる職業選択のルートがありうるのかを踏まえた上で、そのための関係諸機関との協力・連携関係の構築。外交官を希望するのではない限り、学部学生が国際法を履修するメリットが見えていないように思われる。 たとえば、国際公務員を目指す場合、修士を修了し、一定の勤務経験を求められるため、学部学生には遠い世界の話と映り、そのためのモチベーションすら湧かないのが現状であるが、外務省・文科省と協力して、そのための宣伝・広報、大学との連携、制度的な応募手続の簡素化等、応募の簡易化、応募意欲の喚起の政策を求めていく必要があるのではないかと。 国際私法については、現状では、国際公法よりも履修者数は少ないのが現状である。しかし、渉外弁護士だけでなく、企業の法務部に勤務する場合でも必要な知識と思われるし、国内私法を履修するにおいても、海外との関係を考えれば、履修者数はもっと多くていいはず。この点についても、何らかの手だてを学会の方から関係の弁護士会・企業等に働きかけ、一貫した政策の提案がありうるのではないかと。
ゼミでジェサップやアジアカップの過去の問題文を利用して模擬裁判をやっていますが、ゼミで使えるような事例問題集や模擬裁判の素材集があると、関心を持つ学生も増やせるのではないかと思います。また、全国的あるいは世界的な模擬裁判大会への出場は難しいとしても、たとえば近隣の大学や同レベルの他大学のゼミとの模擬裁判を通じた交流というのも、ゼミのセールスポイントになりそうです(本学の税法ゼミは、毎年いくつかの他大学とディベート大会をやっており、学生の人気非常に高いようです)。
法科大学院の開設以後、国際法模擬裁判に関連するサークルの学生数が各大学で減少傾向にあるようなので、学会の支援下で実施することを検討してはどうか。ただし、現在のやり方の模擬裁判をそのまま学会が支援するというのではなく、それに代わる学生を引き付ける企画を考えた方がよいかもしれない。
1 教材研究(国際法、国際私法)法科大学院設置後の学部レベルでの授業について、各大学の現状を調査し(今回のアンケート調査はその一環でしょうが)、授業内容や方法についてFD(含む模擬授業)を企画してみたいかがでしょうか。
国際関係に漠然とした興味を抱く学生は潜在的にかなりの数に上る。それらの学生を如何に法学の世界に導いていけるかが重要だが、経験では、国際法関係の映像資料は、学生の興味を喚起し、法的な分析に導いていくための誘引として有効だと感じている。国際法学会として、そうした資料を収集し、会員が利用可能な形を整えることができれば、極めて有益であると考えます。
・学部学生を準会員(会費を低くする)制度の新設、・模擬裁判、模擬国連の主催、・学会のおりに学部学生の関心を引き報告、討論、報告会等を実施する
上記映画放映(国際裁判)を講義・ゼミで開催。多様な対応の講演開催(トピカルなテーマを中心に)
ICJ裁判官による講演会の開催、国連職員等の国際公務員による講演会(就職に至るまでの経緯の紹介)
各大学の枠を越えた研究者若しくは実務家と学部学生との交流の場(または学部学生のインターカレッジの交流の場)を設けてはどうか。既に外務省の説明会や模擬国連・模擬裁判などが、そういった機能を果たしているが、国際法学会が主導して、著名な研究者・実務家の講演会や共通テーマに関する合同ゼミ等を開催してはどうか。
一般に、学部学生の学力は、低下傾向にあります。これまでの教材(教科書や演習教材、判例集など)は、非常に程度が高くて、使いにくい(自学自習用に適していない)ものが多いように思います。「サルにも分かる国際法」といった教材が開発されることを希望します。みんなが皆、理論的で高度な知識を必要としているわけではありません。(自分で作れといわれるのかもしれませんが...)それから、米国式のケースブックも、LS用にあってよいと思います。(学会として開発するのは無理かもしれませんが)とりあえず、日本式として、数編の一般的な国際公法の教材を考案してみたいかがでしょうか。入門編、展開編、総合編、etc.,etc.・・・なんでも作ってみてはいかがでしょうか。学会として企画し、印税の多くを学会に教育基金として帰属させるようなかたちで利用すればよいのだと思います。公法だけでなく、国際私法でも考えられるでしょう。学会が組織する海外・国際機構巡りといった類の行事はいかがでしょう?もっとも、事務局が専従で存在しなければ、無理でしょうね。以上、思いつくままに書いてしまいました。
学会懸賞論文、インターユニバーシティな学術講演会の企画は良いアイデアと思います。
国際法の体系に即して映像資料等をまとめた視聴覚教材の製作。学会役員などによる地方大学での学術講演の斡旋。
国際法務実務マニュアル(初心者向け・専門書の2種類)の作成

IV(自由回答)

<p>「国際法検定試験」の導入・実施。(特に国際法を勉強しなくても一般常識で答えられる5級から、かなりハイレベルな知識・理解を必要とする1級まで作り、「国際法学会」の権威で認定を行う。検定料を取ることで、実際の事務は外注が可能であり、学会としては作問のみを行う。民間の資格であるが、学部学生が国際法を勉強する動機付けになると思われる。さらに、うまくいけば学会の財政によい貢献をもたらすかもしれない。</p>
<p>新聞やテレビで取り上げられている日本の外交問題に対する国際法上の評価、国際人権法や難民認定に関する日本の国内裁判所での実行、WTOやFTAの日本の経済社会に対する影響などについて、分かりやすく解説してあるHPや学生も気軽に参加できるフォーラムの開催などがあるともう少し国際法を身近に感じてもらえる機会が増えると思います。</p>
<p>上の例で挙げられましたように、関連映画や映像資料のデータベースがございましたら大変便利かと思います。学会員によりまず解説がございましたらなお宜しいかと存じます。</p>
<p>懸賞論文は、東アジアからはじめて地域的に募集を拡大していけば面白いと思います。</p>
<p>・例の最後にある、インターユニバーシティな学術講演会が開かれると学生の刺激になってありがたい。国際法学会の際に、オープンな講演会ということとときどき学部学生も入れる記念講演のようなものがあるのもよいのではないかと。田畑茂二郎先生がなさった国際法学会での講演会のように大御所の先生から、時代の大局を見据えた国際法観についてお話を伺うというような企画がある場合、ぜひとも学部学生にも聞かせたいと思う。国際司法裁判所などの判事の方の講演などもよいと思う。 ・国際法に興味をもって、さらに勉強をしたいと考える学生は毎年一定程度いる。しかしながら、その後の就職についての見通しがつかず躊躇するケースが多い。どのような可能性があるのか、外務省などで一定の仕事の可能性はあるかなど、院生を育てる上でのさまざまな方法について共有できると大変ありがたい。</p>
<p>授業時にNHKスペシャルなどのドキュメンタリーなどの映像資料を見せることがあります。ただ、映像資料も個人的な収集に頼っていますので、過去に放映された映像資料の貸し出しについて、学会としてTV放送局、特にNHKと交渉していただければありがたいです。</p>
<p>国際関係法関連の映画などは、非常に有益だと思われたい。エンターテイン性の強いものであっても、使えるものはあると存じます。(スターウォーズの最初の部分など。)また、実社会での「身近で役に立つ学問」ということが最近の学生、保護者の強い関心のように思われます。これらは、オープンキャンパスなどを通じても思うことです。国際関係法が関係している、身近な話題などで教材を作成されるような動きが学会にあれば嬉しく存じます。(有斐閣から出ている「いちばんやさしい憲法」の国際関係法版などがあれば、非常に身近感があるのでは、と考えます。)学会懸賞論文(若手や学部学生向け)なども、学部学生の関心を高めることにはなっていないでしょうか。本大学のような大学では、「国際法」のポストすら要らないという議論があつとを絶ちません。国内法ですら理解できないのに、国際法などうちの学生には無理だ、と仰る方が多いのも現実です。確かにそのような面があること自体は否定はできませんが、国際法をポジティブに捉えられるような社会の動きができれば良いのに、と願う一人です。</p>
<p>例に挙げられているような、映画・映像資料など、学生の視覚に訴えるようなものがあれば、関心を引き出すのに役立つと思います。</p>
<p>・例示されている「国際法関連映画・映像資料の所在データの収集」は、講義を実施する上でありがたく、学会の財産にもなると存じます。会員に情報提供を仰ぎ、成果をホームページ上で利用可能なDBとして公開することは、できませんでしょうか。 ・国際法に関連する事件や人物とつながりのある地域、施設について、概要紹介、見学情報等も含めて情報を収集、公開するのは、いかがでしょうか。(採用する情報の基準設定が難しいとも存じますが。)</p>
<p>勤務先大学のレベルを考えると、視聴覚教材があればいいと思うことはあります。ただし、国連関係ならともかく、国際関係法一般となると、具体的にいかなるシーンを見せるのが、導入に役立つのか、皆目、見当が付きません。</p>
<p>仰るとおり、「関心を引き出す」努力が必要。とにかく、教室に引っ張り出して国債関係法の学習に「魅力」を感じさせるようなことをしなければならぬ。その第一は、教科教授法初め担当者の努力工夫に負うところ大である、としか云えない。</p>
<p>国際法の必要性を感じるような国際社会の事象について、その根本的問題を問うような映画、ドキュメンタリーを海外作品から発掘すべき。</p>
<p>国際法関係の映画、資料のデータはあるとありがたいと思います。模擬裁判などはレベルが高すぎて無理だともおられます。法学部以外の学生相手ですので、法学部の国際法と同列に語れないかと思ひます。</p>
<p>他大学のことはわかりませんが、いまの学生は仮に知的好奇心をそそるようなイベントがあつたとしても、単位取得や就職に関係がないのであれば、知らなくても良いようなことに時間を費やすのはバカらしいと考え、もっと娯楽性の高いことに時間を費やすか、バイトをして稼いでいる方が賢いと考えているようです。 このように知的好奇心よりも金銭や娯楽性を優先するいまの学生には、「国際関係法を学んで将来の生活が成り立つのか」という不安に回答を示せるような企画を考えなければならぬのでは、それは容易なことではありません。かといって無理やり娯楽性をもたせたもので関心を引き寄せようとすると、世の中の娯楽と単純に比較されて、国際関係法は「ネタのつまらない芸」や「客の来ないテーマパーク」と同一視され、学生の興味を失わせることになりかねません。 とはいうものの、当方でも前向きなアイデアが目下あるわけではなく、今回のアンケートの結果を待たせていただくのみで、申し訳なく存じております。</p>
<p>昨今の(とりわけ地方の大学の法学部以外の)学生は、複雑な理論的文章は苦手で、視聴覚教材を活用しておりますが、学会で、国際法関連映画・映像資料の所在データの収集等をしていただければありがたいです。</p>
<p>写真・資料・データを大量に盛り込み、解説の文章は極力簡潔におさえた資料集又は教科書が作成できれば良いと思います(高校テキストの『最新図説 世界史』(浜島書店)をイメージしています)。</p>
<p>教員各自の研究水準を高めること、各自が研究成果を積極的に発表すること、国際的に通用する研究成果の発表を通じて国際的に活躍する研究者を増やすこと、学部および大学院における講義の水準を高めることなど、これまでの達成目標を地道に追求すること以外にないのではないかと思います。</p>
<p>・高校出張教育(院生を含めて)、・カンファレンス方式をとる場合には、ジェサップ模擬裁判も同時開催にすれば、裁判官の確保も容易になる、・カンファレンス方式をとる場合には、インタレスト・グループの独自企画を取り込む、・学部学生用のインタユニバーシティのテーマを設定した講義の実施。</p>
<p>きちんと研究し、公表し、それをきちんと授業で伝えて、それを魅力的だと思えば学生は来るし、そうでないならそれまでのことなので、慌ててサービス産業化しようと努力するのは逆効果だと思う。論文指導などはきちんとした方がよい。つまり、従来通り。</p>
<p>上に例示されている以外に、ゼミ間の交流の促進(すでに一部で行われているが)、夏期講座の開催、学会員の講義の相互開放などが考えられる。</p>

IV(自由回答)

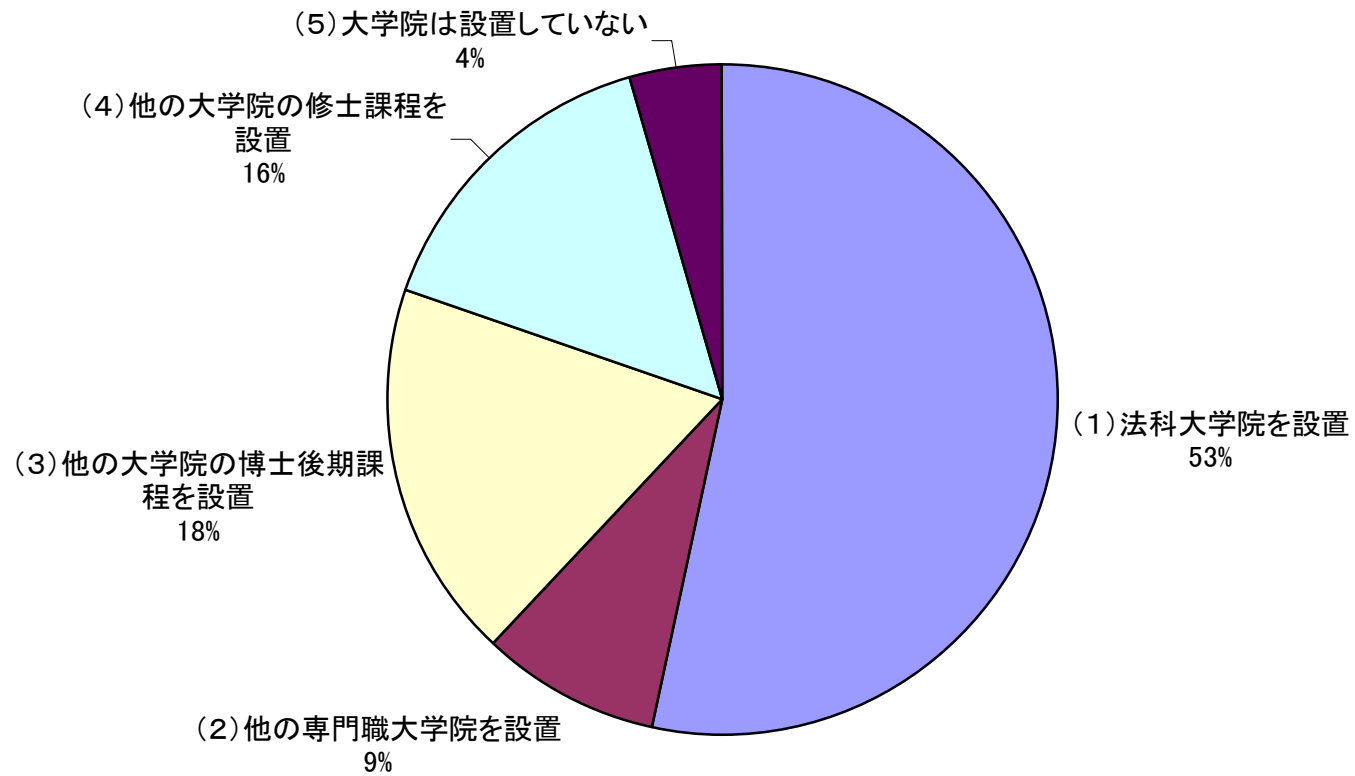
上記例示項目は、いずれも有益と考えます。従来より外務省職員が各大学を回り、外交講演会を開催していますが、それと同様に、学会主催の講演会(時事的なもの、教育的なもの、より学問的なもの…)を随時、各大学で開催する、というのはいかがでしょうか。思いつきにすぎませんが…。以上
学部生向けの国際法関係の模擬裁判の大会などを、これまで以上に学会としても積極的に支援していくこと等が考えられる。
国際政治経済問題に大きな関心を懐く学生が少なくなっているように思われ、その面での常識が極めて貧弱になっている。映像資料で学生の関心を惹くあたりが容易な方法か。学術講演会も、もう少し関心のある学生には有効かと思われる。
教材として、学生が興味を持ちそうなテーマに関係する資料・新聞記事等を集めた冊子を作る。地域別に大学間共同セミナーを実施する。合宿と組み合わせる。
例示されている諸事項はいずれも有益であると思うが、特に、模擬裁判は有効であると感じる。
国際法関連映画・映像資料の所在データの収集、模擬裁判の導入などはよいアイデアと思う。学生の科目への関心が将来の進路(資格などを含ま) 選択に影響を与えている傾向を鑑みると、国際関係法に関連する(国際関係法が役に立つ)仕事についている人(外交官、国際公務員、国際NGOなど)から話を聞く場を企画するのも一案と思われる
国際法関連映画・映像資料の所在データの収集、模擬裁判の導入、学会懸賞論文はいいアイデアだと思います。
本を読みながらいない学生が増えている(少なくとも学部生)なか、映像資料は極めて有効であり、その充実が望まれる。大学教員間の交流(講演だけでなく、交換授業など)も試みられてよい。学生に「国際法は面白い」と実感してもらうことが何より肝心だが、そのためには教える側が「国際法は面白い」と実感していることが前提になる。つまり、国際法学会が「国際法は面白い」と会員に実感させてくれる場になることが極めて重要と思われる。
HPの充実—学部生向けのページの開設
例としてあげられたことは、いずれも学会として取り組む必要があると思う。しかし、最大の問題は、これだけ国際法に絡む問題が日本で生じているにもかかわらず、国際化時代の日本における法曹養成において国際的な関心を有する法曹を育てられていないことである。政治家も官庁もマスメディアも、こうした実情をまったく知らない現状にある。学会として新聞等でこうした指摘を行うことはもちろん、ジュリストや法律時報など法律雑誌の編集に関わっている人たちは、いつか社会に警鐘をならす特集を組むべきである。国際法の知識を必要とする問題が生じて、専門的知識をもつ人が、「そして誰もいなくなった」という事態にならないためにも、早急に取り組む必要がある。個人的には、新司法試験受験の前提に、法科大学院で国際関係法の科目を修得することを前提とさせ、試験科目として維持することのみに関心を払わなくてもいいかもしれないとも考えている。

● その他

I.1.④について特記事項があった。国際法について、「国際法」科目は今年度の秋季に始めて開講される。但し、受講していなくても、在学生にわずかながら、受験の予定がある者がいるらしい。国際私法について、本学ではカリキュラムにはあるが未開講。特に受験予定情報もない。	1
本年3月まで法科大学院を担当(併任)していたが、科目は刑訴法で国際関係法ではなかった。学部と従来型の大学院では、国際関係法(国際刑事法)も担当している。	1
I.3.①の「変更された場合、その理由はどこにありましたか?」は、研究者養成コースなどを持たないLSもあるので、このような質問は、一般的ではありません。(「要請コース」という表現も変ですね?)それとも、研究者を養成している大学院への進学の可能性も考えての質問なのでしょうか?	1
アカウンティング・スクールで講義を担当していないために分かりません。公共政策研究科(修士課程)は専門職大学院ではありません。	1、2
わたしはこれまで、法学部との兼任教員として法科大学院の授業を担当してきました。以下の設問中、専任教員の回答がより適当と思われる箇所は、無回答のままにしております。ご了解ください。	1、2、3、4
偏差値50前後の本学法学部においては、とくに大きな変化は認められません。それ以前に、本学には国際法の専任教員がおらず、国際法の講義は、外部からの非常勤講師に委嘱している状態です。私の専攻は上記の通り、国際政治・外交史の分野ですが、もともと法律科目と関連が薄いこともあり、ロースクールなどの影響は皆無といってよい状態です。	5
本学では、法学部にいかなる形の大学院もありません。したがって、上記のアンケートには殆どお答えできず、まことに申し訳ありませんでした。ただ、国際法に対する本学学部生の関心は比較的高い方だと思われます。その理由は、①本学では教員免許取得希望者が多い、②経済学部、経営学部、文学部(次年度から国際教養学部)に国際コース等がある、の2点によるものと思われます。	5

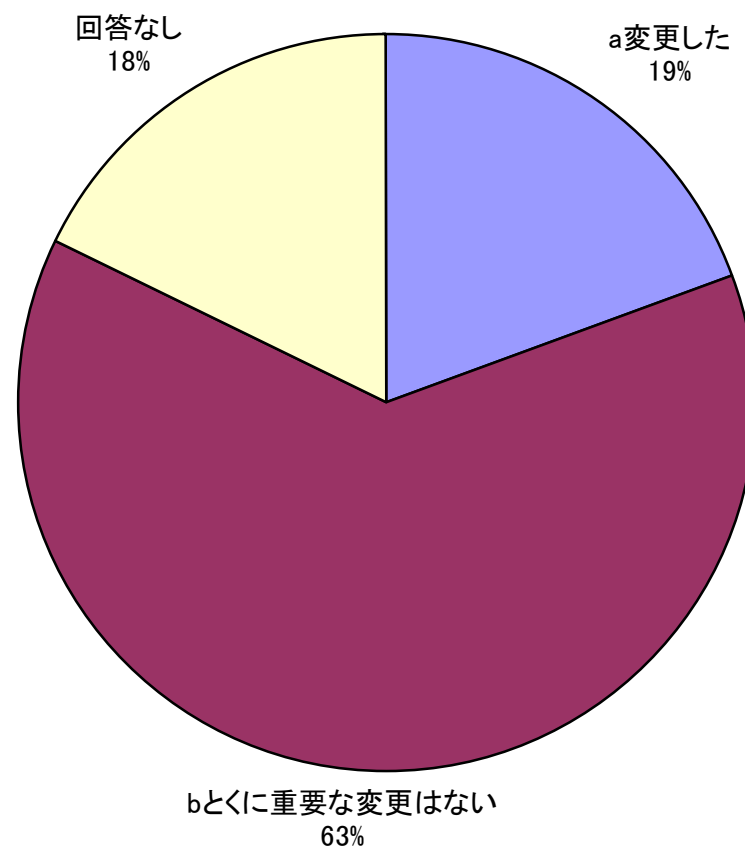
大学院の設置状況

大学院の設置状況について

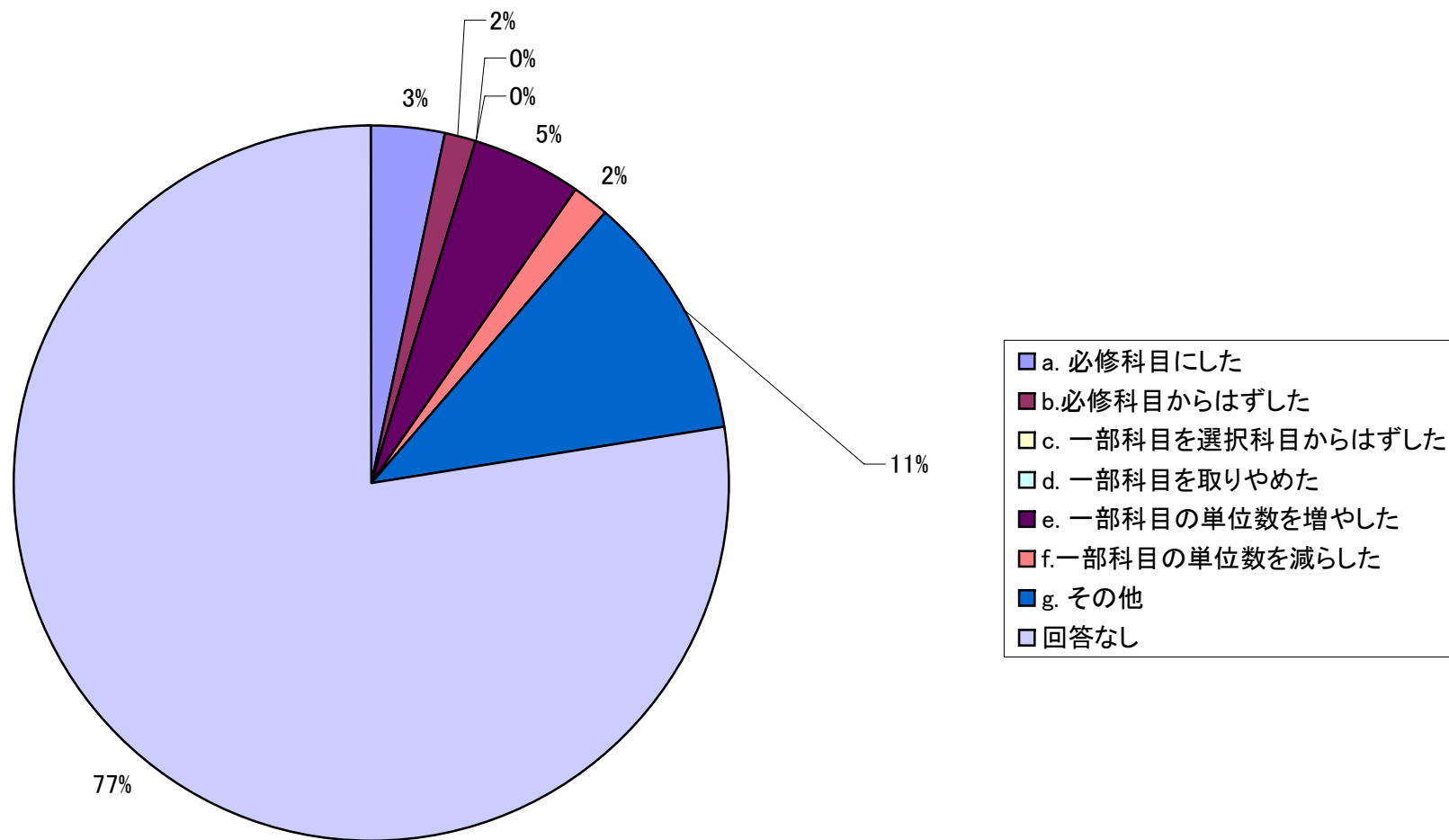


*この設問には、複数回答可

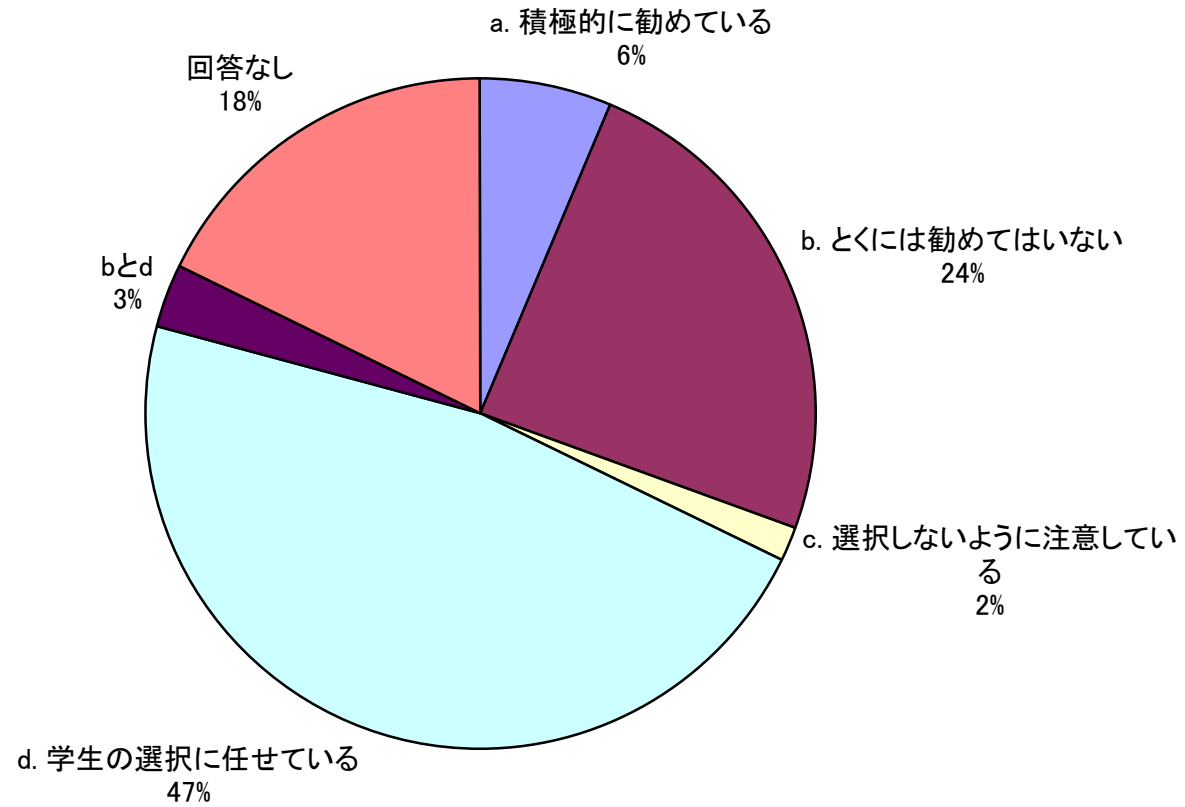
国際関係法のカリキュラムに編成に重要な変更を行ったか？



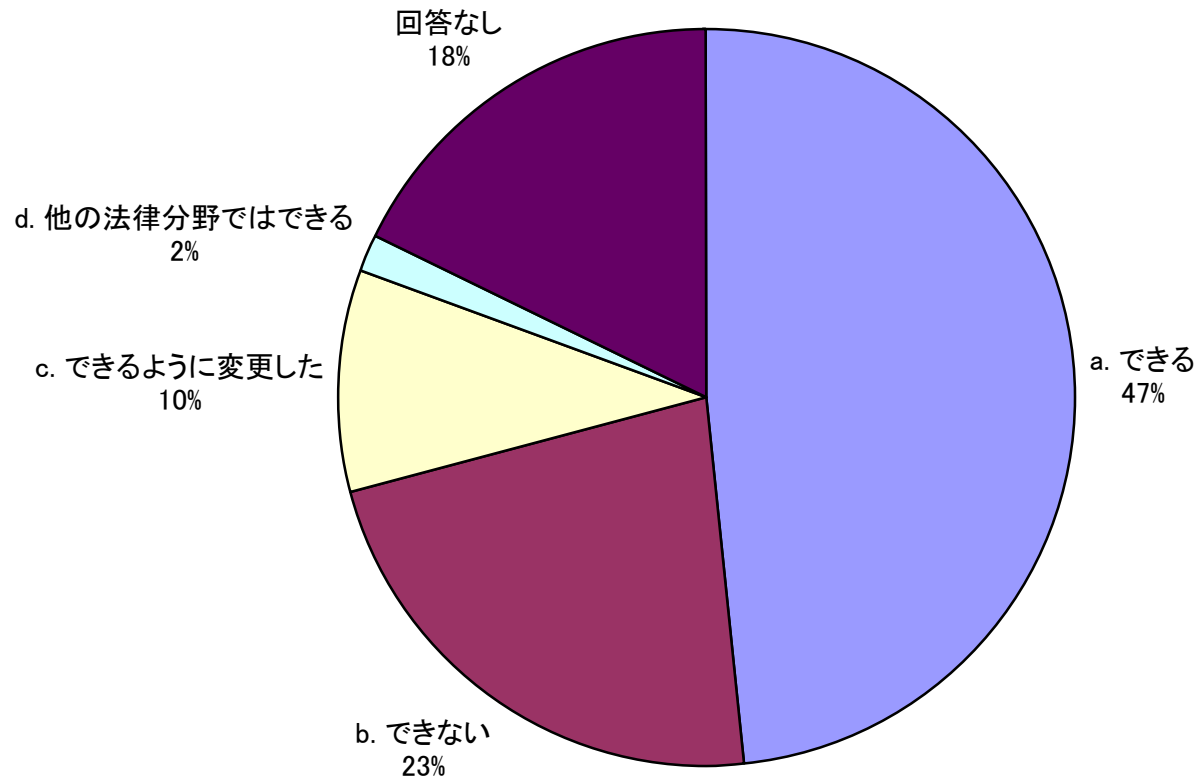
変更点がある場合、それはどのような内容ですか？(複数回答可)



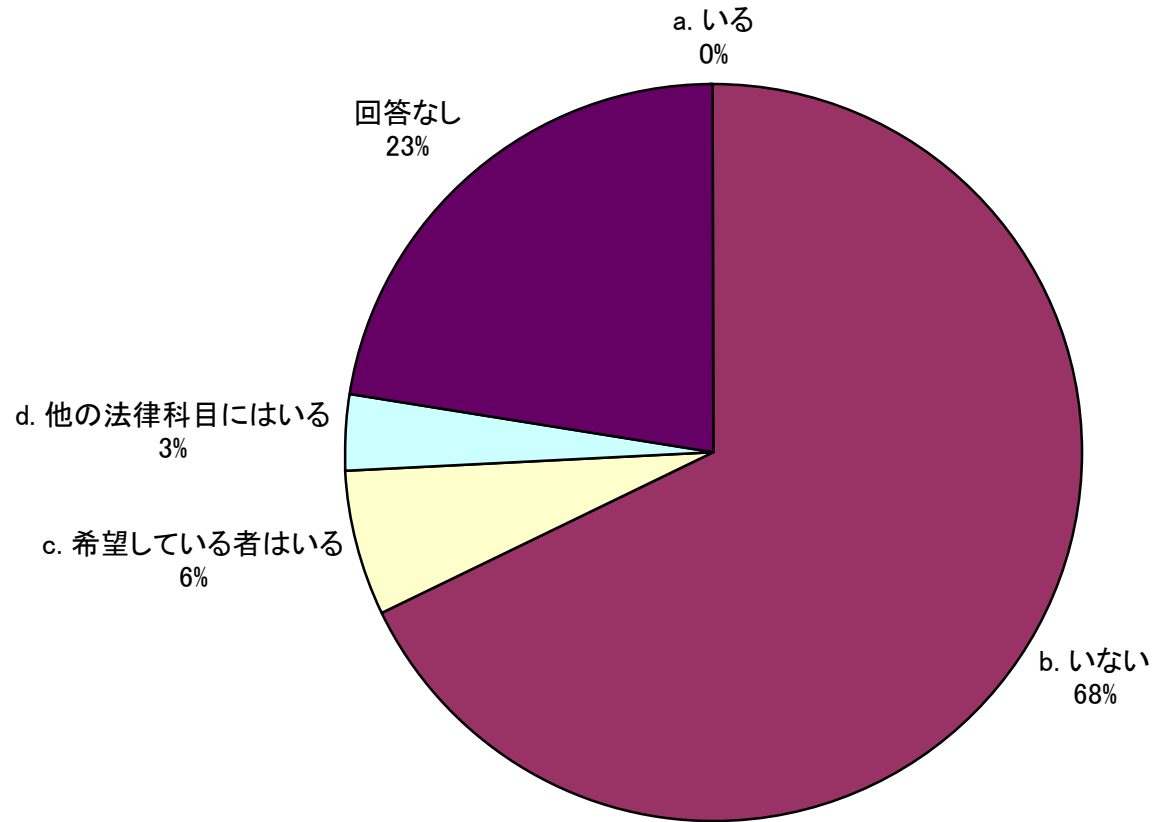
国際関係法(国際公法系)又は同(国際私法系)を選択して司法試験を受験することを学生に勧めているか？



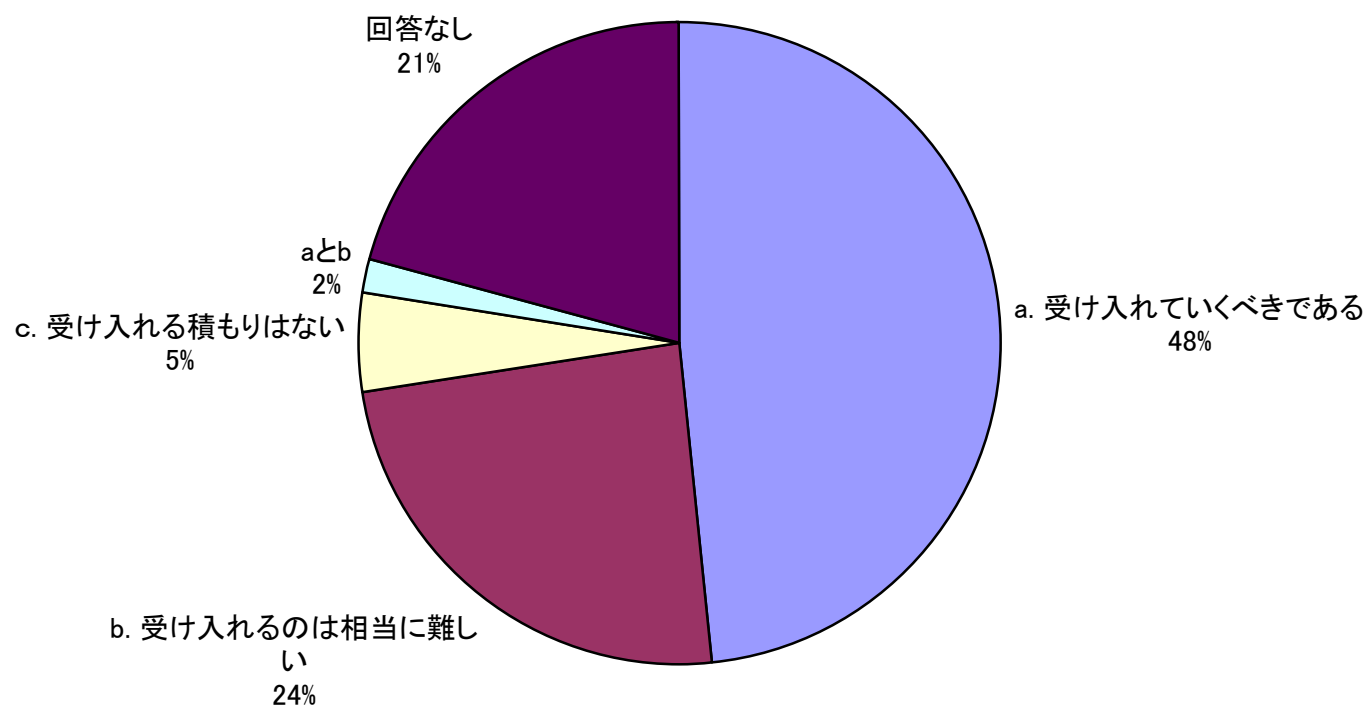
法科大学院から国際関係法専攻する博士後期課程への進学はできるか？



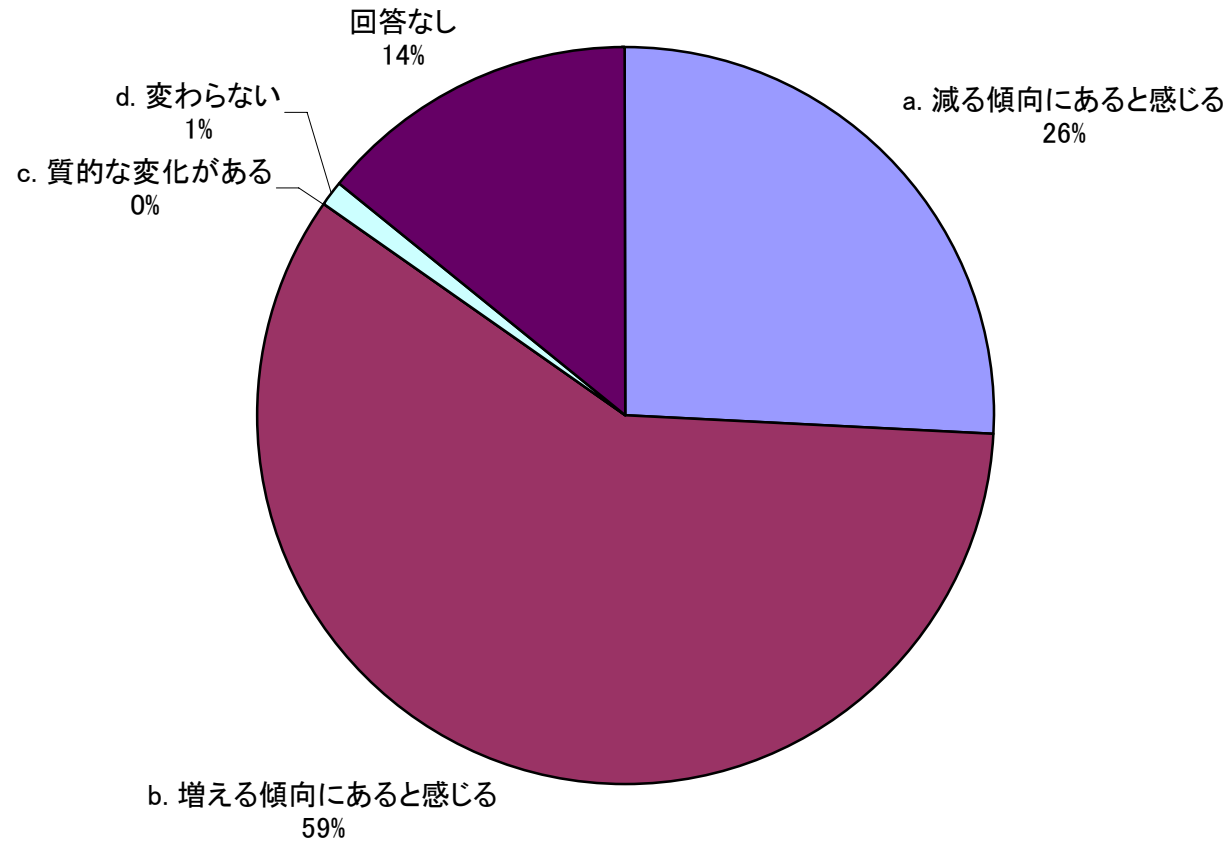
法科大学院から国際関係法の研究者をめざして博士後期課程に進学した学生はいるか？



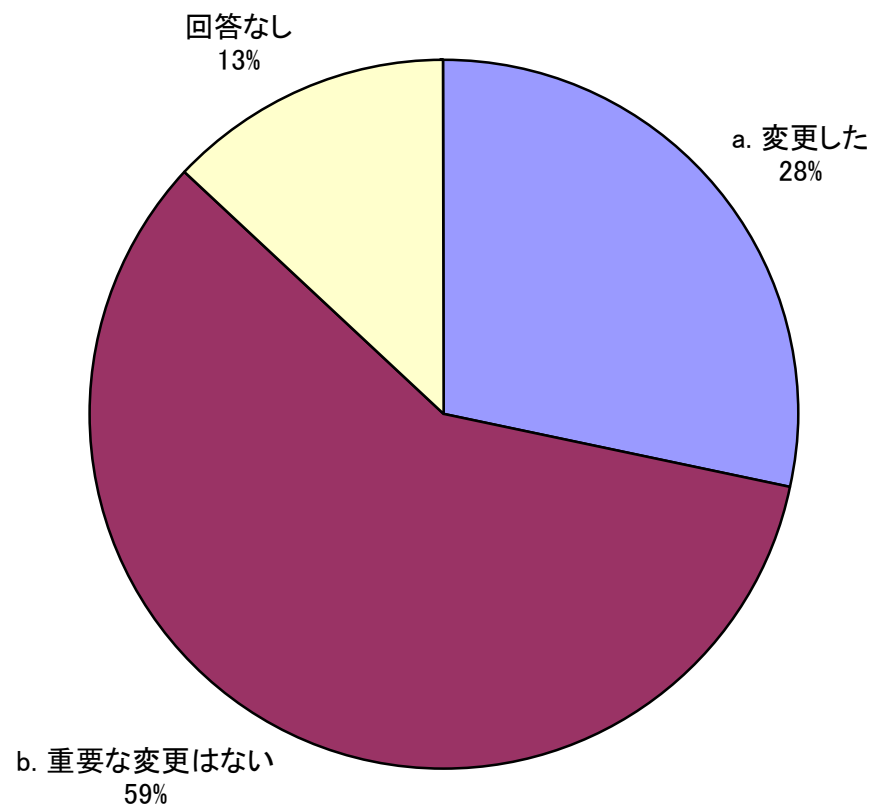
支障の有無にかかわらず、法科大学院から国際関係法専攻の博士後期課程への進学を積極的に受け入れていく必要があるとお考えですか？



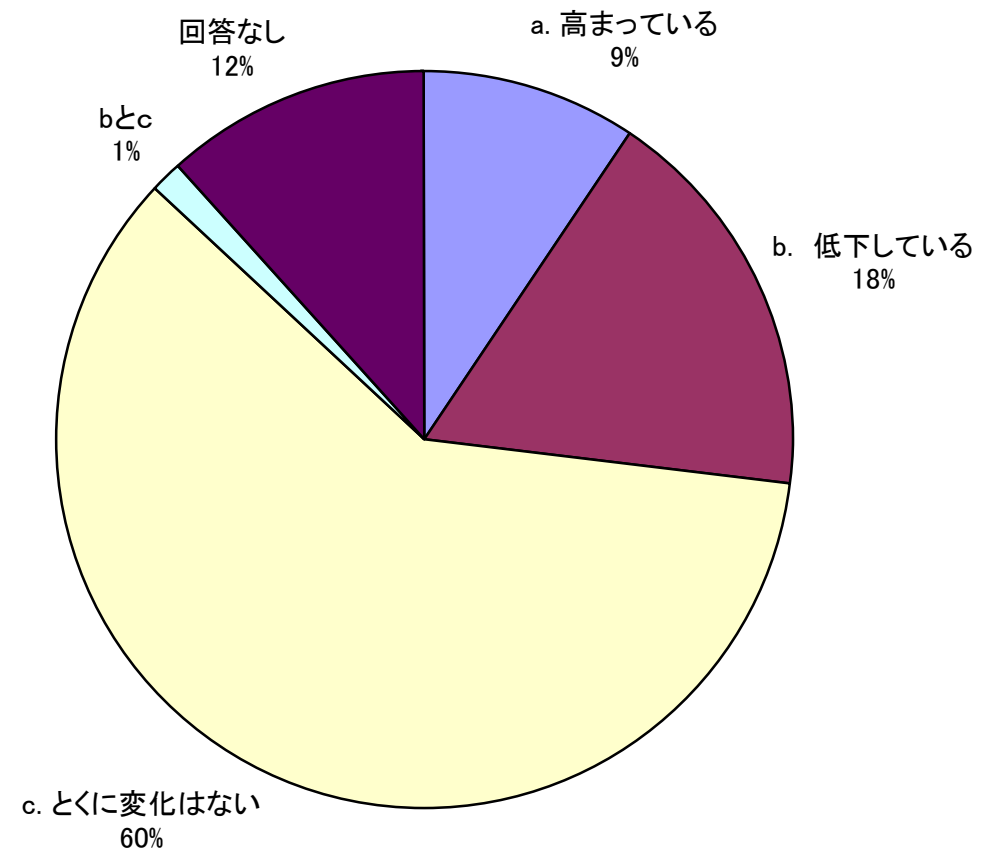
研究者志望の学生の数に変化があると感じるか？



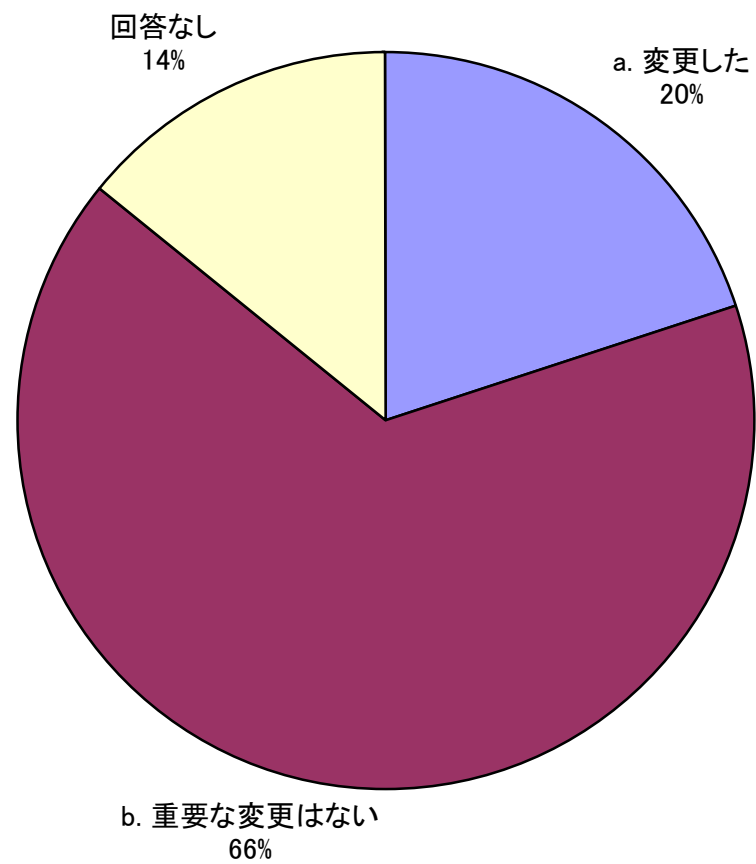
専門職大学院の設置後の学生の関心の動向の変化を踏まえて、学部の法学教育のカリキュラム全体に何らかの重要な変更がなされたか？



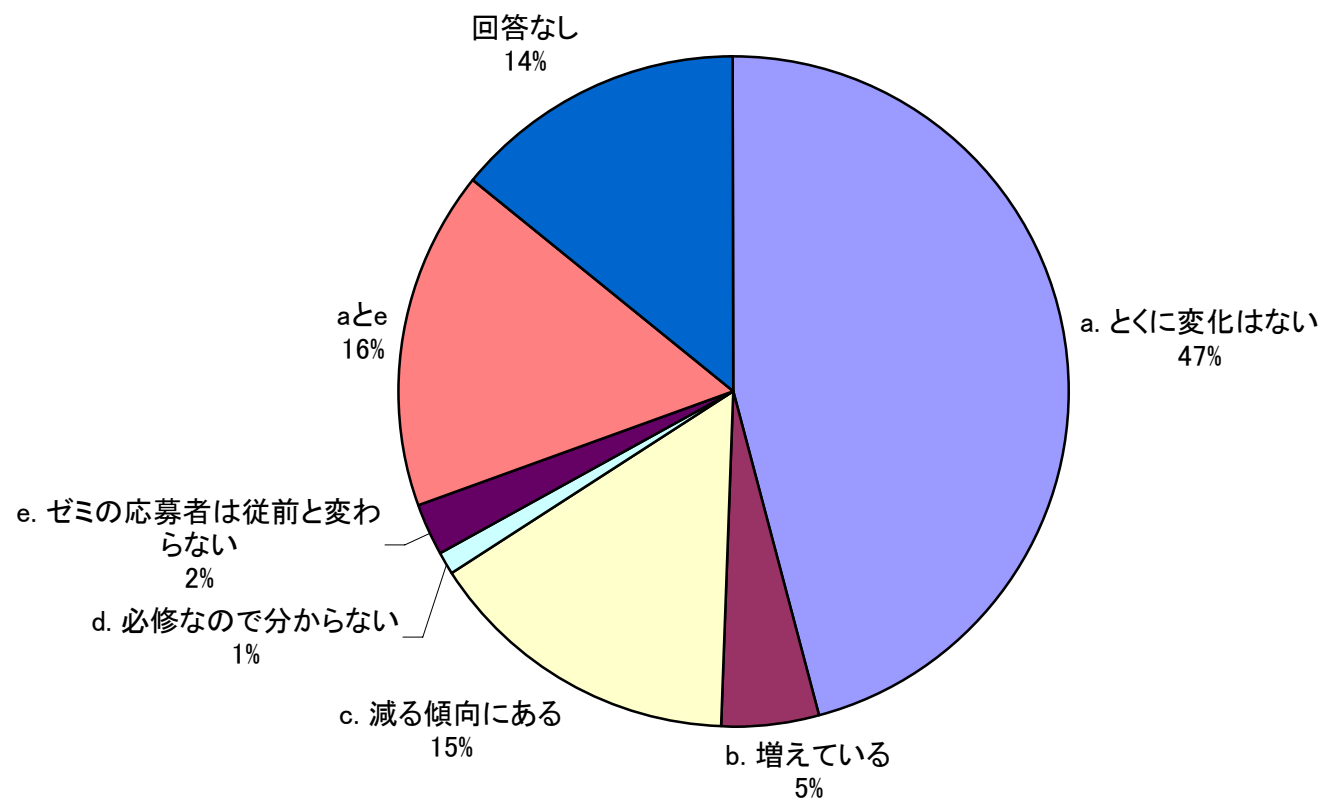
学部学生の国際関係法への関心は一般に高くなっていると感じるか。



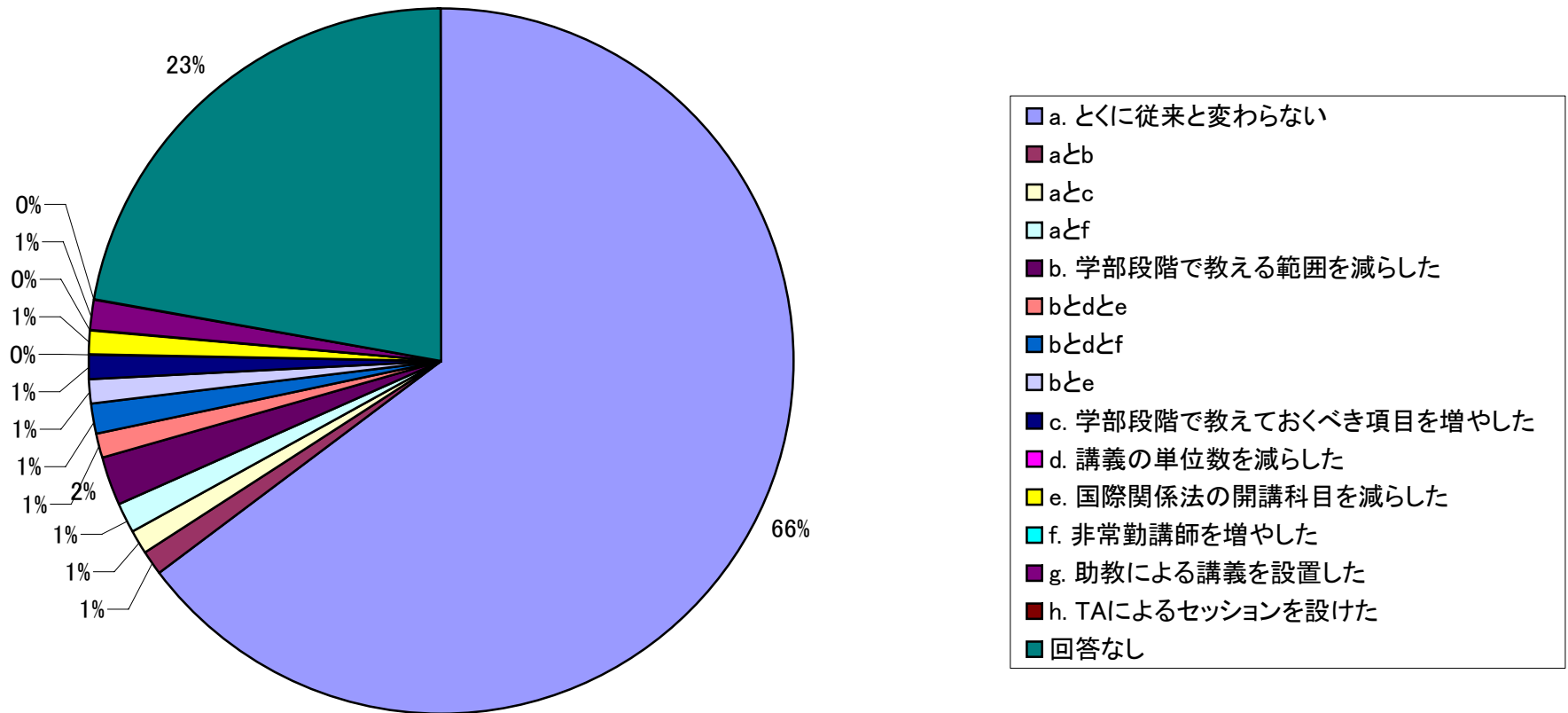
①と同様に、学部教育における国際関係法のカリキュラムに重要な変更がなされたか？



専門職大学院の設置以後、学部学生の国際関係法の履修状況に変化があるか？(複数選択可)



専門職大学院の経験を踏まえて、学部での講義やゼミに何か特別の変更をしたか？(複数回答可)



(1)法科大学院を設置、 (2)他の専門職大学院を設置、 (3)他の大学院の博士後期課程を設置、 (4)他の大学院の修士課程を設置、 (5)大学院は設置していない	国際関係法の実務家教員にはどういう方を採用していますか a. 外務省職員 b. 法務省職員 c. それ以外の国内官庁 d. ジャーナリスト e. シンクタンク f. 民間営利団体 g. 非営利民間団体 h. その他()	国際関係法の実務家教員の国際関係法教育における比率はどの程度ですか？ a. 20%程度 b. 40%程度 c. 60%程度 d. 60%以上	実務家教員の国際関係法の講義科目は学生はどのように受け止めていますか？(複数回答可) a. 学者の講義よりおもしろい b. 理論的な突っ込みが希薄である c. 熱意が感じられる e. 学者と実務家とが連携した講義が聞きたい f. 経験に裏打ちされて緊迫感がある g. 経験談に終始している h. 学問と実務の違いが鮮明に現れて興味深い	実務家教員の講義が導入されたことが学生の研究への志向を強めたと思いますか？ a. 思う b. 思わない c. まだ分からない d. 実務志向がよくなったと感じる。	公共政策大学院など専門職大学院から国際関係法専攻の博士後期課程への進学は認めていますか？ a. 認めている b. 認めていない c. 認めるように変更した d. 法律科目でない一部の科目では認めている
1					a
1	a	a	f	c	b
1	h (国際関係法の分野では現在、実務家教員は採用していない。)				
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1					
1,2	a	a	f, g, h	c	a
1,2	a	a	f	c	a
1,2					
1,2					
1,2,3	e, h	a	a, f	c	a
1,2,3,4					a
1,2,3,4	a	b	f	c	b
1,2,3,4					

(1)法科大学院を設置、 (2)他の専門職大学院を設置、 (3)他の大学院の博士後期課程を設置、 (4)他の大学院の修士課程を設置、 (5)大学院は設置していない	国際関係法の実務家教員にはどうい う方を採用していますか a. 外務省職員 b. 法務省職員 c. それ以外の国内官 庁 d. ジャーナリスト e. シンクタンク f. 民間営利団体 g. 非営利民間団体 h. その他()	国際関係法の実務家教員の国際関係 法教育における比率はどの程度です か? a. 20%程度 b. 40%程度 c. 60%程度 d. 60%以上	実務家教員の国際関係法の講義科目 は学生はどのように受け止めています か?(複数回答可) a. 学者の講義より おもしろい b. 理論的な突っ込みが 希薄である c. 熱意が感じられる e. 学者と実務家とが連携した講義が聞き たい f. 経験に裏打ちされて緊迫感 がある g. 経験談に終始している h. 学 問と実務の違いが鮮明に現れて興味 深い	実務家教員の講義が導入されたことが 学生の研究への志向を強めたと思いま すか? a. 思う b. 思わない c. まだ分からない d. 実務志向が つよくなったと感じる。	公共政策大学院など専門職大学院か ら国際関係法専攻の博士後期課程へ の進学は認めていますか? a. 認めて いる b. 認めていない c. 認める ように変更した d. 法律科目でない一 部の科目では認めている
1,3					b
1,3					
1,3					
1,3,4					
1,3,4					
1,3,4					
1,3,4					
1,4					
2					
3					
3					
3					
3					
3					
3					
3					
3,4					
3,4					
4					
4					
4					
4					
4					
4					
4					
4					
4					
5					
5					
5					
5					
5					
1					
1,2,3					a

a:4
eh:1
h:1

a:4
b:1

f:3
af:1
fgh:1

c:5

a:6
b:3

(1)法科大学院を設置、 (2)他の専門職大学院を設置、 (3)他の大学院の博士後期課程を設置、 (4)他の大学院の修士課程を設置、 (5)大学院は設置していない	公共政策大学院など専門職大学院から国際関係法専攻の博士後期課程への進学は認めていますか？ a. 認めている b. 認めていない c. 認めるように変更した d. 法律科目でない一部の科目では認めている	公共政策大学院など専門職大学院から国際関係法の研究者をめざして博士後期課程に進学した学生はいますか？ a. いる ()名 b. いない c. 希望している者はいる d. 国際関係法以外の専攻分野ではいる	支障の有無にかかわらず、公共政策大学院など専門職大学院から国際関係法専攻の博士後期課程への進学を積極的に受け入れていく必要があるとお考えですか？ a. 受け入れていくべきである b. 受け入れるのは相当に難しい c. 受け入れる積もりはない
4			
5			
5			
5			
5			
5			
1			
1.2.3	a	c	b
	a:6 b:3	b:6 c:2 d:1	a:2 b:5 c:1

(1)法科大学院を設置、 (2)他の専門職大学院を設置、 (3)他の大学院の博士後期課程を設置、 (4)他の大学院の修士課程を設置、 (5)大学院は設置していない	専門職大学院の設置後の学生の関心の動向の変化を踏まえて、学部法学教育のカリキュラム全体に何らかの重要な変更がなされましたか？ a. 変更した b. 重要な変更はない	①と同様に、学部教育における国際関係法のカリキュラムに重要な変更がなされましたか？ a. 変更した b. 重要な変更はない	学部学生の国際関係法への関心は一般に高くなっているとお感じでしょうか。 a. 高まっている b. 低下している c. とくに変化はない	専門職大学院の設置以後、学部学生の国際関係法の履修状況に変化がありますか？(複数選択可) a. とくに変化はない b. 増えている c. 減る傾向にある d. 必修なので分からない e. ゼミの応募者は従前と変わらない	専門職大学院の経験を踏まえて、学部での講義やゼミに何か特別の変更をされましたか？(該当項目に○を付けてください。複数回答可) a. とくに従来と変わらない b. 学部段階で教える範囲を減らした c. 学部段階で教えておくべき項目を増やした d. 講義の単位数を減らした e. 国際関係法の開講科目を減らした f. 非常勤講師を増やした g. 助教による講義を設置した h. TAIによるセッションを設けた
1	b	b	a	a	a
1	a	a	c	a	a
1	a	a	c	a	a
1	b	a	c	a	a
1	a	b	c	a	a
1	a	b	c	a	a
1	b	b	c	a	a
1	b	b	c	a	a
1	b	b	c	a	a
1	b	b	c	a	a
1	b	b	c	a	a
1	b	b	c	a	a
1	b	b	c	a	a
1	b	b	c	a	a
1	b	b	c	a	a
1	b	a	c	a、e	a
1	b	b	c	a、e	a
1	b	b	c	a、e	a
1	b	b	c	a、e	a
1	b	b	c	a、e	a
1	b	b	c	a、e	a
1	b	b	c	a、e	a
1	a	b	a	b	a
1	b	b	a	b	a
1	b	b	a	b	a
1	a	a	b	c	a
1	a	a	b	c	a
1	a	a	b	c	a
1	a	b	c	c	a
1	b	b	c	c	a
1	b	b	c	e	a
1	b	b	c	a、e	a、b
1	b	a	c	c	a、c
1	b	b	b	a	b
1	a	b	c	a	b
1	a	a	c	a	b、d、e
1	b	b	a	b	b、d、f
1	b	b	c	a、e	c
1	b	b	c	a	
1	b	b	c	a	
1	b	b	c	a	
1	b	b	b	c	
1					
1					
1					
1					
1					
1、2	a	b	c	a	a
1、2	a	b		a	a
1、2	b	b	c		a、f
1、2	a	b	c	a、e	
1、2、3	a	b	b、c	c	e
1、2、3、4	b	b	b	c	a
1、2、3、4	a	a	a	a	a

(1)法科大学院を設置、 (2)他の専門職大学院を設置、 (3)他の大学院の博士後期課程を設置、 (4)他の大学院の修士課程を設置、 (5)大学院は設置していない	専門職大学院の設置後の学生の関心の動向の変化を踏まえて、学部の法学教育のカリキュラム全体に何らかの重要な変更がなされましたか？ a. 変更した b. 重要な変更はない	①と同様に、学部教育における国際関係法のカリキュラムに重要な変更がなされましたか？ a. 変更した b. 重要な変更はない	学部学生の国際関係法への関心は一般に高まっているとお感じでしょうか。 a. 高まっている b. 低下している c. とくに変化はない	専門職大学院の設置以後、学部学生の国際関係法の履修状況に変化がありますか？(複数選択可) a. とくに変化はない b. 増えている c. 減る傾向にある d. 必修なので分からない e. ゼミの応募者は従前と変わらない	専門職大学院の経験を踏まえて、学部での講義やゼミに何か特別の変更をしましたか？(該当項目に○を付けてください。複数回答可) a. とくに従来と変わらない b. 学部段階で教える範囲を減らした c. 学部段階で教えておくべき項目を増やした d. 講義の単位数を減らした e. 国際関係法の開講科目を減らした f. 非常勤講師を増やした g. 助教による講義を設置した h. TAIによるセッションを設けた
1, 2, 3, 4	b	b	c	a	g
1, 3		a	c	a	a
1, 3	b	b	b	a, e	a
1, 3	b	b	c	a, e	a
1, 3, 4	b	b	c	a	a
1, 3, 4	a	a	b	c	a
1, 3, 4	a	a	c	a, e	b, e
1, 3, 4					
1, 4	a	b	c	a	a
2	b	b	c		
3			a	a	a
3	b	b	b	a	a
3	b	b	c	a	a
3	b	b	c	a	a
3	b	b	c	a	a
3	b	b	c	a	a
3	b	b	b	c	a
3, 4	b	b	c	a	a
3, 4	b	b	c	a	a
4	a	a	c	a	a
4	b	b	c	a	a
4	a	b	b	a, e	a
4	b	b	c	a, e	a
4	b	b	a	a	
4	a	a	b	e	
4			b		
4					
5	b	b	c	a	a
5	b	b		a	a
5	b	a	c	d	a
5	b	b	c	a	
5					
1	a	a	b	c	
1.2.3	a	b	b	c	a

a:24
b:50

a:17
b:56

a:8
b:15
bc:1
c:51

a:39
ae:14
b:4
c:13
d:1
e:2

a:55
ab:1
ac:1
af:1
b:2
bde:1
bdf:1
be:1
c:1
e:1
g:1